

《「VBA 相続税申告書」システムのデータ入力と相続税申告書の作成について》

「VBA 相続税申告書」システムで使用するデータの入力用フォームとエクセルの表示と印刷用シートです。

「VBA 相続税申告書」令和 08 年版は令和 08 年 1 月 1 日から令和 08 年 12 月 31 日までの相続と遺贈および相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した場合の相続税申告書を作成します。
相続税申告書と付表および財産評価明細書は、令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。（使用頻度が低い AI-OCR 様式は未対応になります。）

■ 「VBA 相続税申告書」システムのメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP 情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

相続税申告書 令和08年1月以降版 VER 5.10		被相続人氏名
令和08年1月から12月までの相続税申告書に対応		システム有効期限 令和09年12月
開 始	システム設定	データの削除・ファイル保存と読込処理
編 集	データの編集	相続人・課税財産・税額控除データの入力
表 示	シートの表示	相続税申告書・第1表から第15表のデータ表示
印 刷	シートの印刷	相続税申告書・第1表から第15表のデータ印刷
ヘルプ	システム説明	システムの使い方の説明と注意事項(PDF)
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報
終 了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理

○「開 始」

データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○「編 集」

被相続人と相続人、相続財産、債務・葬式費用、税額控除データの登録と編集を行います。

○「表 示」

相続税申告書の第 1 表から第 1 5 表および付表の表示用 Excel ワークシートに移動します。

○「印 刷」

相続税申告書の第 1 表から第 1 5 表および付表の印刷用 Excel ワークシートを印刷します。

○「ヘルプ」

システムの使用方法と相続税の計算について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○「HP情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終 了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。

データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ 「VBA 相続税申告書」システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2024/2021 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 08 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 09 年 12 月 31 日までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知らされていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開く必要があります。

Excel 2019 2016 2013 2010 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2016 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2019 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2019 2016 2013 2010 の動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは [soft-j.com](https://www.soft-j.com) のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては [soft-j.com](https://www.soft-j.com) の銀行振込のご案内から確認することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<https://www.soft-j.net/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<https://www.soft-j.net/soukin.html>

《「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について》

インターネットからダウンロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。

Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

https://www.soft-j.net/release/security_risk.pdf

<https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked>

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ シートの保護コードについてのお知らせ ■

令和 07 年版までは、シートの保護をユーザー様からのご要望によりメールで送付してシートの直接変更をお願いしていました。

令和 08 年版からは、国税システムの更改による AI-OCR 新様式の PDF ファイルに EXCEL の文字と数値を表示する方式に変更しています。

このために、ユーザー様が AI-OCR 新様式の PDF ファイルを変更できないようになっています。

AI-OCR 新様式の申告書と付表や評価明細書の変更事項やデータの記載もれはバージョンアップで対応しますのでメールでご連絡をお願いいたします。

■ 「VBA 相続税申告書」システムについて

「VBA 相続税申告書」システムは、相続と遺贈および相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した場合の相続税申告書を作成します。

相続財産、債務、税額控除のデータから相続税申告書の第1表から第15表と付表及び延納・物納申請書の表示と印刷をします。

令和08年1月以降の相続税申告で、一般の相続の場合と農業相続人がいる場合の納税猶予、株式等納税猶予、山林納税猶予の計算をします。OCR用の相続税申告書では第1表、第11表の付表および第15表の印刷に対応します。

■ 「VBA 相続税申告書」では以下の帳票が作成できます。

第1表 相続税の申告書・相続税の申告書(続)

第1表の付表1 納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)

第1表の付表2 還付される税額の受取場所

第2表 相続税の総額の計算書

第3表 財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書

第4表 相続税額の加算金額の計算書

第4表の2 暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

第6表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書

第7表 相次相続控除額の計算書

第8表 外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書

第8の2表 株式等納税猶予税額の計算書

第8の2表の付表1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

第8の2表の付表2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株式等の明細書

第8の2表の付表3 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上場株式等の明細書

第8の2表の付表4 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

第8の2の2表 特例株式等納税猶予税額の計算書

第8の2の2表の付表1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書

第8の2の2表の付表2 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象相続非上場株式等の明細書

第8の2の2表の付表3 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社が災害等により被害を受けた場合の明細書

第8の3表 山林納税猶予税額の計算書

第8の3表の付表 山林についての納税猶予の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林の明細書

第8の4表 医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書

第8の4表の付表 医療法人の持分の明細書・基金拋出型医療法人へ基金を拋出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細書

第8の5表 美術品納税猶予税額の計算書

第8の5表の付表 特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書

第8の6表 事業用資産納税猶予税額の計算書

第8の6表の付表1 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業用資産の明細書

第8の6表の付表2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書(一般用)

第8の6表の付表2の2 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈事業用資産の明細書(株式等用)

第8の6表の付表3 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び建物の明細書

第8の6表の付表4 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額の計算明細書

第 8 の 7 表 納税猶予税額等の調整計算書

第 8 の 8 表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書

第 9 表 生命保険金などの明細書

第 10 表 退職手当金などの明細書

第 11 表 相続税がかかる財産の合計表

第 11 表の付表 1 相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)

第 11 表の付表 2 相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)

第 11 表の付表 3 相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)

第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産用・家庭用財産用・その他の財産用)

第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 1(続)小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (続)

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表 1)

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 1 の 2) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書 (別表 1 の 2)

第 11・11 の 2 表の付表 1(別表 2) 特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細書

第 11・11 の 2 表の付表 2 小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税猶予の適用にあたっての同意及び特定計画山林についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 2 の 2 特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 3 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格の計算明細書

第 11・11 の 2 表の付表 4 特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林についての課税価格の計算明細書

第 12 表 農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書

第 13 表 債務及び葬式費用の明細書

第 14 表 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産・特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託のために支出した相続財産の明細書

第 15 表 相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

■ 国税庁ホームページの最新情報について

「VBA 相続税申告書」令和 08 年版は令和 08 年 1 月から令和 08 年 12 月までの相続または遺贈により取得する財産に係る相続税申告書に対応します。

相続税申告書の記載例は、国税庁ホームページから PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2025/index.htm>

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/pdf/0024004-055.pdf>

国税庁ホームページから「相続税の申告のためのチェックシート（令和 06 年 1 月以降提出用）」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/2024/pdf/r05-01.pdf>

国税庁ホームページから「相続税申告書の小規模宅地等の特例と配偶者の税額軽減を適用した記載例」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/sozoku-shinkokukisairei30.pdf>

国税庁ホームページから「相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sozoku-tokushu/souzoku-ayamarijireishu29.htm>

国税庁ホームページから「複数の相続人等がいる場合の申告書の作成方法（押印をせずに相続税の申告書を提出する場合）」の PDF ファイルをダウンロードできます。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/pdf/0020012-133.pdf>

令和 02 年 4 月からの配偶者居住権の評価計算に対応する相続税申告書に対応します。

「配偶者居住権等の評価明細書」は下記の国税庁ホームページから新様式と記載例などの PDF ファイルが入手できます。明細書裏面の居住建物の耐用年数と男女別の平均余命表及び法定利率 3%の複利現価率表を確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-16.htm>

又は

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sozoku/r0202/pdf/01.pdf>

令和 06 年 1 月からの区分所有財産（分譲マンション）の評価計算に対応する相続税申告書に対応します。

「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」は下記の国税庁ホームページから新様式と記載例などの PDF ファイルが入手できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hyoka/annai/1470-17.htm>

又は

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hyoka/231013/02.htm>

■ 相続税申告書と財産評価システムの個人でのご利用について

相続税申告書の計算と土地や株式の財産評価が初めての個人のユーザー様へのお願いになります。
会計専門家のユーザー様には不要なお願いとなりますのでご容赦ください。

《ご利用についてのご注意》

相続税申告書と財産評価システムは、税理士や公認会計士の方などの専門家用のシステムとして公開しています。
このため、相続税と財産評価についての詳細なヘルプやフローチャートなどは準備しておりません。

このシステムを一般の方がご利用になるには、相続税と財産評価についての書籍や国税庁ホームページを参考にしてください。

また、遺産分割については最も税額が少なくなる分割方法を選択するとか、小規模宅地等特例について相続人ごとに適用ができるかの判定をすることもできません。

最も有利になる遺産分割の方法や小規模宅地等特例の適用の可否については、税理士さんまたはお近くの税務署でご相談ください。

このためユーザー様をご自分で相続税の申告書を税務署に提出される場合は、税務署の窓口で申告書への添付書類や小規模宅地等の特例の適否について直接確認されてから提出されることが多いようです。

《相続税の申告までお時間がない場合》

相続税と財産評価システムにつきましては、会計専門家のユーザー様にご利用をいただいております。
弊社システムは、入力されたデータが配偶者控除や小規模宅地等の特例、路線価の土地評価、広大地の評価などにつきまして、最も有利な計算方法を選択しているかを判定することはできません。

このため相続税申告までのお時間がない場合は、他の相続税申告までを24時間完全にサポートするソフトウェアをご利用になるか、または税務の専門家にご相談されることをお勧めしています。

《システムの動作確認のお願い》

ライセンス料金のお支払前には、システムの動作確認と入力テストをお願いします。

弊社システムの相続税申告書では、登録できる相続人数は7人までです。

また「相続人の数に算入される養子の数の否認」と、複雑な代償分割の計算には対応できない場合があります。

財産評価では、複雑な不整形地や三角地、区分地上権が設定されている土地の評価計算には対応できない場合があります。

取引相場のない自社株式の計算では、土地保有会社や株式保有会社に該当するときは対応できない場合があります。

《システムについてのご質問》

相続税申告と財産評価の具体的な計算のご質問につきましては、Soft-j.com は法律上お答えすることができません。
相続税と財産評価の個別の計算につきましては、国税庁のホームページでお調べいただくか、お近くに税務署でのご確認をお願いいたします。

特に相続税の申告が初めてのユーザー様は、国税庁ホームページの「相続税申告書の記載例」から相続財産と債務・葬式費用のデータ入力を参考にすることをお願いしています。

国税庁ホームページの相続税申告書の記載例の確認が終了しましたら、「開始」メニュー「編集データの削除」からサンプルデータを消去して新しくデータ入力を開始することができます。

■ 令和 08 年版システムの修正事項について

相続税申告書と付表および財産評価明細書は、令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。(使用頻度が低い AI-OCR 様式は未対応になります。)

- ※ 相続税の修正申告前の相続税額は第 1 表「相続税の申告書・相続税の申告書(続)」に記載されますがこのシステムは修正申告には対応していません。
- ※ 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税」で贈与者が死亡した場合の管理財産、又は「直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税」で贈与者が死亡した場合の管理財産の第 4 表・第 4 表の付表の計算は対応していません。
- ※ 「第 8 の 2 表 株式等納税猶予税額の計算書」及び「第 8 の 2 の 2 表 特例株式等納税猶予税額の計算書」については対応していません。
- ※ 外国税額控除、医療法人持分の納税猶予及び税額控除、美術品納税猶予の計算には対応していません。

■ 令和 06 年版システムの修正事項について

令和 06 年 1 月 1 日以後の第 1 表、第 1 表(続)、第 2 表、第 3 表、第 4 表、第 5 表、第 7 表、第 8 表、第 9 表、第 10 表、第 11 表(合計表)、第 11 表の付表 1、第 11 表の付表 2、第 11 表の付表 3、第 11 表の付表 4、第 11 の 2 表、第 11・11 表の 2 表の付表 1(別表 1)、第 11・11 表の 2 表の付表 1(別表 1 の 2)、第 12 表、第 14 表、第 15 表、第 15 表(続)の様式改正に対応しました。

第 11 表は、第 11 表の合計表と第 11 表の付表 1 から付表 4 までの明細書の様式に変更されています。

- ・第 11 表 相続税がかかる財産の合計表
- ・第 11 表の付表 1 相続税がかかる財産の明細書(土地・家屋等用)
- ・第 11 表の付表 2 相続税がかかる財産の明細書(有価証券用)
- ・第 11 表の付表 3 相続税がかかる財産の明細書(現金・預貯金等用)
- ・第 11 表の付表 4 相続税がかかる財産の明細書(事業(農業)用財産用・家庭用財産用・その他の財産用)

第 11 の 2 表は、相続時精算課税の明細と計算の様式が変更されています。

- ・第 11 の 2 表 相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

令和 06 年 1 月 1 日以後の区分所有権財産(分譲マンション)に係る敷地利用権と家屋についての区分所有補正率の入力に対応しました。

- ※ 令和 05 年分までの相続税の申告書の第 11 表「相続税がかかる財産の明細書(令和 02 年 4 月以降用)」の旧様式は令和 06 年分の相続税の申告でも暫定的に提出することができます。国税庁 FAQ(相続税申告書第 11 表)より

■ 令和 05 年版システムの修正事項について

- ・第 1 表「相続税の申告書・相続税の申告書(続)」第 8 表の 8「税額控除額及び納税猶予税額の内訳書」の様式改正に対応しました。
- ・第 1 表の付表 1 と付表 2、第 2 表、第 4 表、第 4 表の付表、第 6 表、第 7 表、第 8 表、第 8 の 2 表、第 8 の 2 の 2 表、第 8 の 3 表、第 8 の 6 表、第 8 の 7 表、第 11 の 2 表、第 14 表の様式改正に対応しました。
- ※ 令和 05 年 1 月 1 日以後の相続から相続税の修正申告は、第 1 表「相続税の申告書・相続税の申告書(続)」に記載されますが、このシステムは修正申告書と第 5 表の付表には対応していません。

■ 令和 04 年版システムの修正事項について

- ・「第 6 表 未成年者控除額・障害者控除額の計算書」で未成年者控除の未成年について令和 04 年 4 月 1 日以降は 18 歳で、令和 04 年 3 月 31 日以前は 20 歳で計算するように変更しました。
- ・「第 8 の 2 表 株式等納税猶予税額の計算書」及び「第 8 の 2 の 2 表 特例株式等納税猶予税額の計算書」については一部動作が不安定のため使用できません。

■ VBA 相続税申告書システムのデータ入力についてのご注意

■ 相続税申告書の入力順序

被相続人・相続人・法定相続分の計算 → 生命保険金・退職金 → 相続税がかかる財産 → 債務及び葬式費用 → 暦年課税の贈与財産 → 精算課税の適用財産 → あん分割合の調整 → 相続税額の加算金額 → 暦年課税分の贈与税額 → 未成年者控除 → 障害者控除 → 相次相続控除 → 相続税の延納申請 の順に入力します。

▼ 法定相続人と法定相続分について

相続税の計算では、「法定相続人」と「各相続人の法定相続分」を調べ必要がありますが、実際に相続が発生するまで法定相続人を調べないのが普通ですが、相続では法定相続人とその法定相続分の情報が必要なので被相続人の家系図などから、親族のうち誰が法定相続人になるのかを調べる必要があります。

▼ 相続財産について

相続税のかかる財産を「土地・土地の権利」「家屋・構築物等」「有価証券・債権」「現金・預貯金等」「事業・家庭用財産」「その他の相続財産」に区分します。さらに「みなし相続財産」として生命保険金や死亡退職金の金額も入力します。相続時精算課税の贈与がある人は、その贈与財産の累積額を入力します。

▼ 債務と葬式費用について

債務とは、試算する時点での「金融機関からの借入金」「税金や医療費の未払金」「不動産賃貸業の敷金」などです。葬儀費用では、居住する地域や宗派、そして葬儀の方法で金額が大きく異なります。相続財産が未分割の場合は、法定相続分の割合により相続財産と債務の金額を入力することになります。

■ 相続税の申告期限

相続税の申告及び納税の期限は、被相続人の死亡したことを知った日の翌日から 10 か月以内です。例えば、1 月 6 日に死亡した場合にはその年の 11 月 6 日が申告期限になります。

● 被相続人と相続人の氏名データの入力について

被相続人と相続人の氏名は一度入力すると訂正することができませんので、相続財産や債務および税額控除のデータ入力前に必ず正しく入力してください。

被相続人と相続人の氏名を訂正するには、「開始」メニューの「編集データの削除」からすべてのデータを削除します。

このシステムは相続人の氏名から相続財産や債務の集計と税額控除の判定を行っています。

そのため相続財産や債務および税額控除のデータ入力後に相続人の氏名を変更すると、正しい相続税申告書を作成することができません。

これは、相続税申告書の計算誤りを防止するための仕様ですのでご了承ください。

● 共同で財産した土地や建物のデータ入力について

土地や建物を共同相続する場合は、端数処理の関係で注意メッセージが発生する場合があります。

例えば、面積 100 m²で評価額が 10,000,000 円の土地を 3 人で共同相続するときは、1 人当たりの分割後のデータは 33.333 m²で 3,333,333 円になります。この場合は、3 人分を合計しても端数処理で必ず不一致になりますので注意メッセージが発生しますが、このメッセージは無視してください。

● 小規模宅地等の特例を適用できる宅地を取得した相続人の氏名について

「第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」には、小規模宅地等の特例の適用に同意した相続人の氏名が表示されないのをご注意ください。

例えば、相続人の A、B、C の 3 人がそれぞれ小規模宅地等の特例を適用することができる宅地を相続した場合に、相続人 A のみが小規模宅地等の特例を適用するものとします。

「第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」には、相続人の A、B、C の 3 人の氏名が表示されることが必要になりますが、このシステムは相続人の B、C については小規模宅地等の特例を適用することができる宅地を取得したことを判定することができません。

このため「第 11・11 の 2 表の付表 1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書」の小規模宅地等の特例の適用に同意した相続人の氏名は、「編集」メニューの「被相続人と相続人」から「特例の適用に同意」にチェックを付けてください。

● 配偶者の税額軽減の計算での端数処理について

配偶者の税額軽減により、配偶者の取得した財産が 1 億 6 千万円または法定相続分のどちらか多い金額までの場合は配偶者の相続税額は 0 円になります。

ところが配偶者の税額軽減の計算書における小数点第 3 位の端数処理により、配偶者の相続税額が発生してしまうことがあります。

この場合は「編集」メニューの「あん分割合の調整率」より配偶者のあん分割合を変更すると、配偶者の相続税額を 0 円にすることができます。

● 相続税額の 2 割加算のデータ入力について

相続人データの入力では、取得原因に「相続」や「遺贈」を選択します。

遺贈は「遺贈（2 割加算）」で入力してください。相続人が兄弟姉妹は、法定相続人でも「相続（2 割加算）」になります。また養子となった孫も相続税の 2 割加算の対象となるので「相続（2 割加算）」になります。

ただし相続税の 2 割加算の計算は「第 4 表 相続税額の加算金額」から入力しますのでご注意ください。

● 未成年者控除と障害者控除の控除未済額について

未成年者控除と障害者控除の控除未済額は、扶養義務者から差し引くことができます。

しかし未成年者控除と障害者控除の控除未済額は、扶養義務者からも差し引いても控除金額が残る場合は注意メッセージが発生しますが、このメッセージは確認のためですので無視してください。

● 債務と葬式費用のデータ件数について

債務と葬式費用は最大 10 件まで入力することができます。

しかし債務と葬式費用が 10 件では足りないときは「別紙借入金明細のとおり」または「別紙葬式費用明細のとおり」として合計金額で入力してください。

この場合は、相続税申告書には「借入金明細」または「葬式費用明細」を添付することになります。

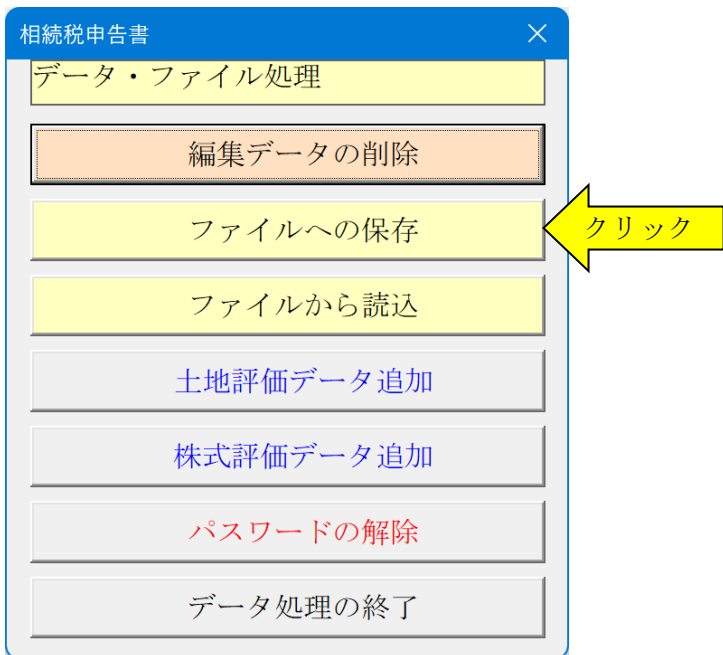
《「VBA 相続税申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について》

ここでは「VBA 相続税申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

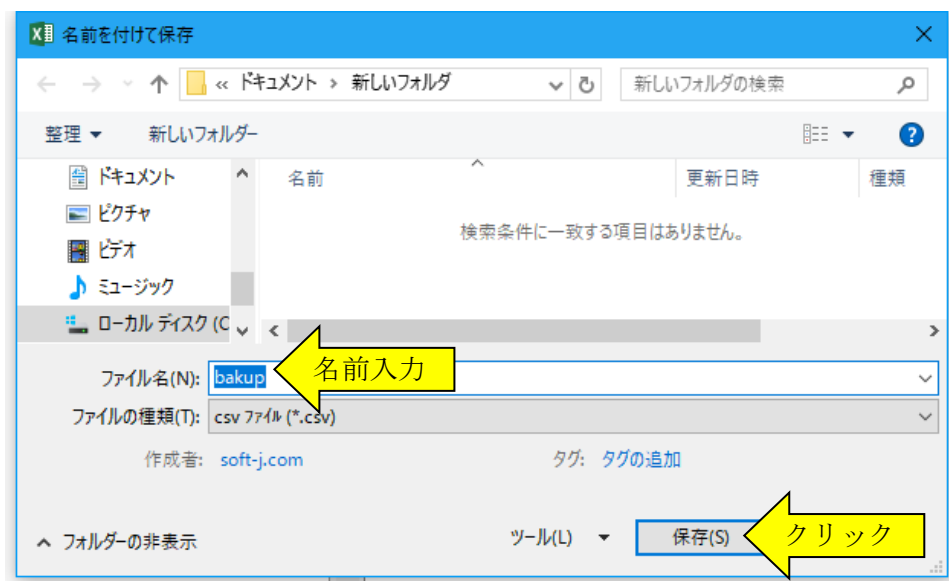
■ 「VBA 相続税申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名には、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくとも管理しやすくなります。

■ 「VBA 相続税申告書」のダウンロードとパスワード(ライセンスキー)の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

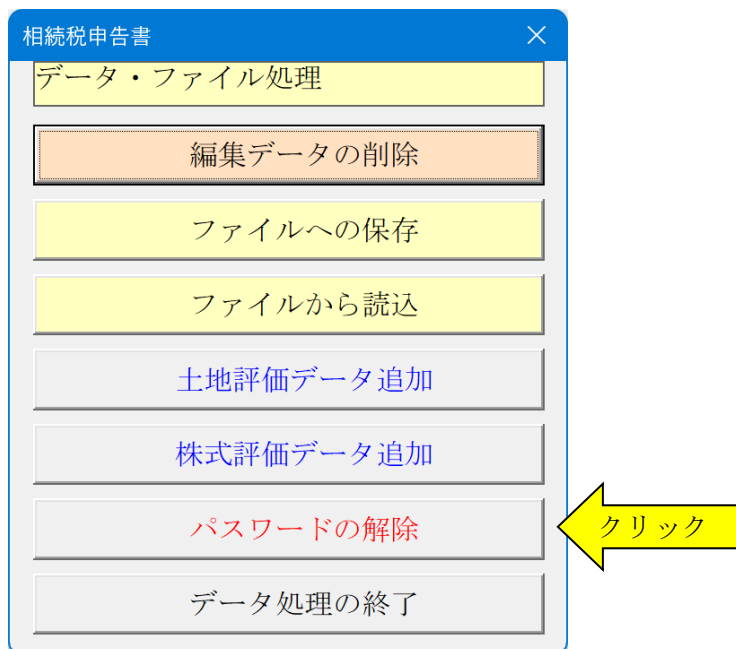
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

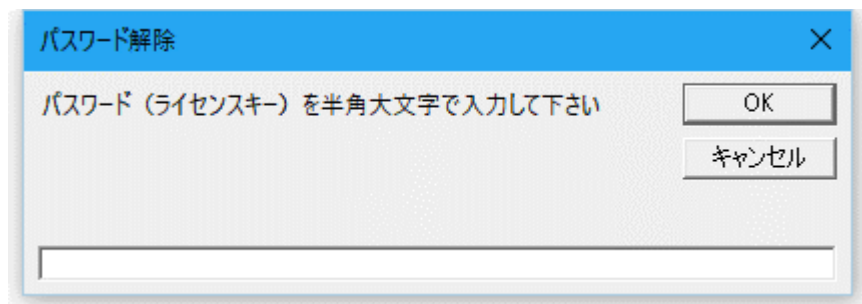
■ システムのパスワード (ライセンスキー) を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード (ライセンスキー) を入力してください。

パスワード (ライセンスキー) は、使用される年度により異なりますのでご注意ください。



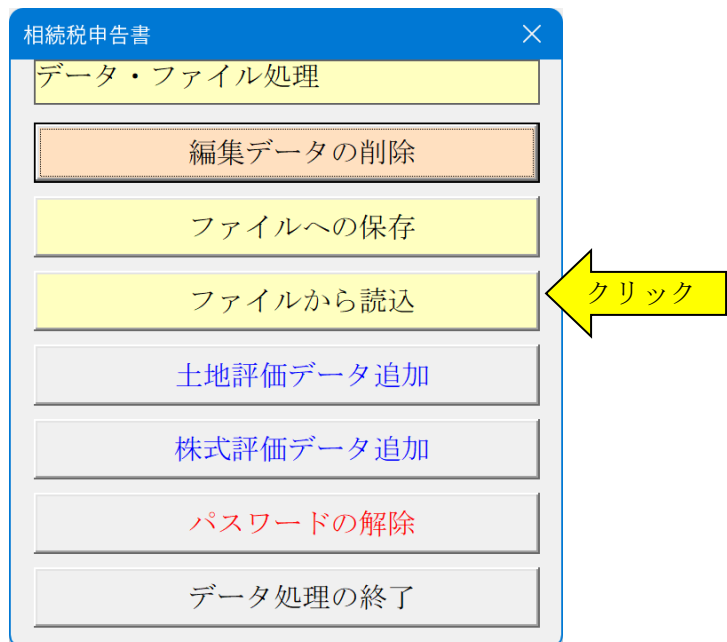
入力したパスワード (ライセンスキー) 正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。



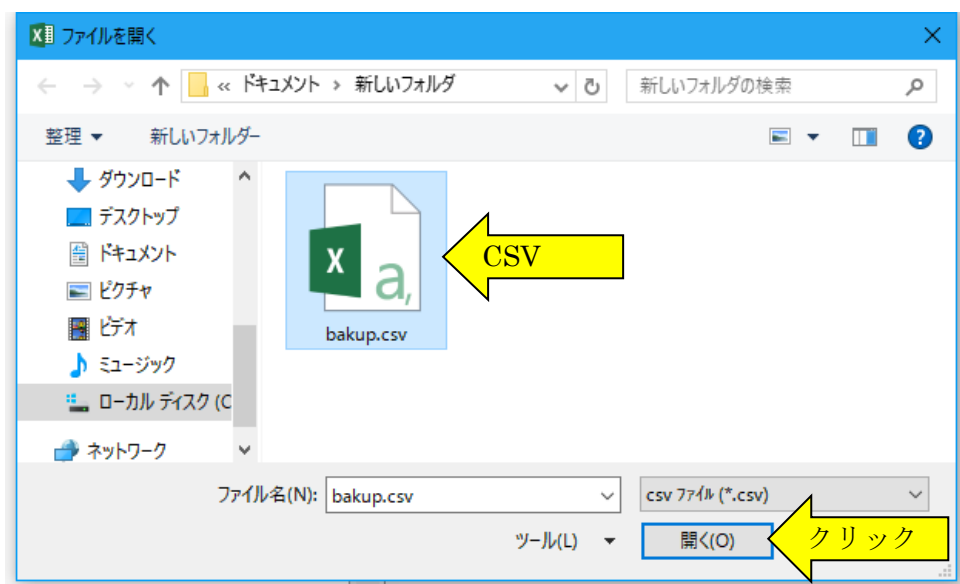
■ 「VBA 相続税申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。



2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



■ 「財産評価・土地」「財産評価・株式」システム設定からのデータの移行手順について

「VBA 相続税申告書」システムでは「VBA 財産評価・土地」「VBA 財産評価・株式」システム設定からのデータの移行することができます。ただし相続財産が未分割の場合はデータの移行ができませんのでご注意ください。

「VBA 財産評価・土地」システムの「開始」メニューの「土地評価データ作成」ボタンからデータ移行用の CSV ファイルを作成します。

「VBA 財産評価・株式」システム「開始」メニューの「土地評価データ作成」ボタンからデータ移行用の CSV ファイルを作成します。

相続財産評価

データ・ファイル処理

使用者データ登録

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ作成

パスワードの解除

データ処理の終了

相続財産評価

データ・ファイル処理

使用者データ登録

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

株式評価データ作成

パスワードの解除

データ処理の終了

「VBA 相続税申告書」システムの「開始」メニューから「土地評価データ追加」または「株式評価データ追加」ボタンから CSV ファイルのデータを移行します。

相続税申告書

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ追加

株式評価データ追加

パスワードの解除

データ処理の終了

※ ご注意

「配偶者居住権等の評価明細書」「区分所有権財産の評価明細書」「定期借地権等の評価明細書」の計算データについては適用が複雑のために「相続税申告書」とは連動しないようになっています。

■ 「開始」メニューとシステム設定

「開始」メニューで使用者データの登録からシステムの初期設定をします。

相続税申告書 X

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

土地評価データ追加

株式評価データ追加

パスワードの解除

データ処理の終了

○ 編集データの削除

全ての編集中的数据を一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えてしまいますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 土地評価データ追加

「VBA 財産評価・土地」システムで作成した CSV ファイルから相続財産データを追加します。

○ 株式評価データ追加

「VBA 財産評価・株式」システムで作成した CSV ファイルから相続財産データを追加します。

○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

■ 「編集」メニューと入力用フォーム

相続税申告書

データの編集

被相続人と相続人 第1表	未成年者控除 第6表
生命保険金・退職金 第9・10表	障害者控除 第6表
相続税がかかる財産 第11表	相次相続控除 第7表
精算課税の適用財産 第11表の2表	外国税額控除 第8表
債務および葬式費用 第13表	株式等納税猶予 第8の2表
暦年課税の贈与財産 第14表	特例株式等納税猶予 第8の2の2表
あん分割合の調整率 第1表	山林納税猶予 第8の3表
相続税額の加算金額 第4表	医療法人持分納税猶予 第8の4表
暦年課税の贈与税額 第4表の2	美術品納税猶予 第8の5表
納税義務等の承継 第1表の付表1	事業用資産納税猶予 第8の6表
還付税金受取場所 第1表の付表2	データ編集の終了

「編集」メニューから
「被相続人・相続人」「土地・土地の権利」「家屋・構築物」「有価証券・債権」「現金・預貯金等」「事業・家庭用財産」「その他相続財産」「債務・葬式費用」「贈与財産・税額」「相続の税額控除」のデータの入力と編集をします。

相続税は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額（債務と葬式費用の金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。）から、基礎控除額（3,000万円＋法定相続人×600万円）を控除して計算します。相続税はその財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合に、その超える部分（課税遺産総額）に対して課税されます。

■ 相続税の計算手順

STEP1 相続税の課税価格の計算

各相続人の相続や遺贈で取得した相続財産に死亡生命保険や死亡退職金などの「みなし相続財産」を加算して、債務と葬式費用を差し引いて相続税の課税価格を計算します。

各相続人の課税価格の合計 = 課税価格の合計額

STEP2 相続税の総額の計算（平成27年1月以降）

相続税の課税価格の合計額から、基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数）を差し引いて、相続税の「課税遺産総額」を求めます。

課税価格の合計額 - 基礎控除額（3,000万円＋600万円×法定相続人の数） = 課税遺産総額

相続税の課税遺産総額を、各相続人の法定相続分に応じて相続税額を計算してから合計して相続税の総額を計算します。法定相続分で計算するため、相続税の総額はどのような遺産分割をしても同額です。

課税遺産総額 × 各法定相続人の法定相続分 = 法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額（千円未満切り捨て）

法定相続分に応ずる各法定相続人の取得金額 × 相続税率 - 控除額 = 算出税額

各法定相続人の算出税額の合計 = 相続税の総額

配偶者の税額軽減の計算

配偶者の税額軽減では、配偶者の取得した財産が1億6千万円または法定相続分のどちらか多い金額までは相続税が課税されません。

STEP3 相続人の納付税額の計算

相続税の総額を、各相続人の実際の分割割合に応じて按分計算します。そして、各相続人の相続税額から、配偶者の税額軽減など税額控除の金額を控除します。

最後に税額控除の控除後の金額から、相続時精算課税の贈与税額を差し引いて、各相続人の納付税額を求めます。

相続税の総額 × 各人の課税価格 ÷ 課税価格の合計額 = 各相続人の相続税額

各相続人の相続税額 - 相続税の税額控除 - 相続時精算課税の贈与税額 = 各相続人の納付税額

■ 相続人と被相続人のデータ入力

法定相続人のデータは、相続税の基礎控除額の計算や死亡保険金と死亡退職金の非課税の計算に使用します。

相続人・被相続人 (第1表)

「被相続人のデータ」 | 「相続人氏名のデータ」 | 「法定相続分のデータ」 | 「修正申告前のデータ」

相続年月日: 令和6年4月1日

フリガナ: ヤマダ タロウ

氏名: 山田 太郎

生年月日: S20.10.19

年齢: 73

住所: 「相続税の申告のしるし」埼玉県春日部市

職業: 会社役員

職業の分類状況

全部分割の日: R06.10.25

一部分割の日:

親属番号:

親属番号:

相続財産と債務・葬式費用データの入力後に相続人氏名・人数と法定相続分を変更した場合には、相続財産と債務・葬式費用データも変更して下さい。

保存 キャンセル

■ 「被相続人」のデータ入力

被相続人（死亡した人）の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、住所、職業を入力します。

法定相続人の数は、相続の放棄をした人もその放棄がなかったものとした場合の相続人の数をいいます。

法定相続人に養子がいる場合の法定相続人の数は、被相続人に実子がいる場合は、養子のうち1人を法定相続人に含めます。
被相続人に実子がいらない場合は、養子のうち2人を法定相続人に含めます。

相続人・被相続人 (第1表)

「被相続人のデータ」 | 「相続人氏名のデータ」 | 「法定相続分のデータ」 | 「修正申告前のデータ」

フリガナ: ヤマダ タロウ

氏名: 山田 花子

生年月日: S20.09.17

年齢: 69

郵便番号: 344-0901

住所: 「相続税の申告のしるし」埼玉県春日部市3丁目5番1号

電話番号: 034-567-8900

職業: なし

性別: 女

取得原因: 相続

個人番号: 123456789012

親属番号:

「参考として記載」

世界でできる相続人は7人までです。整理番号は「相続通知書（納付書）」に記載されます。
「特例の適用に留意」から第11・11表の付表1の「特例の適用に留意」欄に氏名が記載されます。

相続財産と債務・葬式費用データの入力後に相続人氏名・人数と法定相続分を変更した場合には、相続財産と債務・葬式費用データも変更して下さい。

保存 キャンセル

■ 「相続人」のデータ入力

法定相続人や遺贈を受けた人の氏名、フリガナ、生年月日、年齢、郵便番号、住所、電話番号、職業などを入力します。

取得原因は「相続」や「遺贈」を選択します。
遺贈は「遺贈（2割加算）」で入力してください。
相続人が兄弟姉妹は、法定相続人でも「相続（2割加算）」になります。
また養子となった孫も相続税の2割加算の対象となるので「相続（2割加算）」になります。

※ 相続税の2割加算の計算は「相続税額の加算金額 第4表」から入力します。

相続人・被相続人 (第1表)

「被相続人のデータ」 | 「相続人氏名のデータ」 | 「法定相続分のデータ」 | 「修正申告前のデータ」

氏名: 山田 花子

フリガナ: ヤマダ タロウ

生年月日: S20.09.17

年齢: 69

郵便番号: 344-0901

住所: 「相続税の申告のしるし」埼玉県春日部市3丁目5番1号

電話番号: 034-567-8900

職業: なし

性別: 女

取得原因: 相続

個人番号: 123456789012

親属番号:

「参考として記載」

世界でできる相続人は7人までです。整理番号は「相続通知書（納付書）」に記載されます。
「特例の適用に留意」から第11・11表の付表1の「特例の適用に留意」欄に氏名が記載されます。

相続財産と債務・葬式費用データの入力後に相続人氏名・人数と法定相続分を変更した場合には、相続財産と債務・葬式費用データも変更して下さい。

保存 キャンセル

■ 「法定相続分」のデータ入力

法定相続人の氏名から法定相続分のデータを入力します。各相続人の法定相続分の合計が必ず1になるように入力してください。

相続財産、債務、税額控除を入力したあとに、相続人の追加や変更、法定相続分の訂正があった場合には税額が正確に計算されない場合がありますので、相続人氏名と法定相続分は正確に入力して下さい。

相続財産、債務、税額控除のデータ入力後の相続人、法定相続分の変更は、その相続財産データを再入力します。

相続税は死亡した人の財産を相続や遺贈（死因贈与含む）によって取得した場合にその取得した財産にかかります。相続財産は、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権など金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。

[illegible]

○ 相続財産データの入力

「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」の路線価による土地の評価額データや倍率方式による土地の評価額などの相続財産のデータを入力します。

相続財産のデータは1件ごとに入力します。
データ入力後は第11表の「相続税がかかる財産の明細書」、「小規模宅地等に係る課税価格の計算明細書」、第15表の「相続財産の種類別価額表」などに転記します。

土地と家屋では、都道府県と市区町村および町・丁目・大字と番地又は家屋番号を同時に入力します。

相続財産の計算（国・県）

遺産番号		印刷メニュー	データの検索						
相続した財産の明細・価格 共同相続した相続人データ									
氏名で相続した人の氏名	特約の割合		取得財産の価額	その土地の面積	小規模宅地等の種類	備え付けられる割合	小規模宅地等の価格	併用地区等々の価値	
	分子	分母							
山田 花子	1	/	3	21,450,000	55.000	特定居住用宅地等	80	55,000	4,290,000
山田 一郎	1	/	3	21,450,000	55.000	特定居住用宅地等	80	55,000	4,290,000
伊藤 幸子	1	/	3	21,450,000	55.000	特定居住用宅地等	80	55,000	4,290,000
	0	/	0				00	0.000	
	0	/	0				00	0.000	
	0	/	0				00	0.000	
	0	/	0				00	0.000	
共有持分の会社が入り になよう方入ります 下さい。				63,260,000			165,000	12,870,000	
相続税関係資料の事案									
共同相続した人に小規模宅地等の特別軽減率を適用する場合は、同一の土地に事業用と兼用が定住用の地方の特例を適用する場合には、別々の土地として入力して下さい。									
小規模宅地等を面取りした場合に、共同相続した相続人とに適用した小規模宅地のうち他の土地のうしろを入力します。同じ土地のすべてに小規模宅地等の特別軽減率を適用できない場合には、別々の土地として入力して下さい。									
共同相続の人数より多量の場合は、以前の事項入力作業からやり直します。									
小規模宅地等の特別の適用にあつては問題				その宅地等を選択した会での人の氏名を選択します。					
山田 花子	山田 一郎	伊藤 幸子	1						

最初 前へ 次へ 最後

アンケート「第9回巻頭」編集後記 ボタンで確定します。

編集保存 データ削除 終了

○ 小規模宅地等特例データの入力

小規模宅地等の特例計算では相続人の氏名欄に小規模宅地等の特例の適用した金額を入力します。

相続または遺贈により取得した財産のうち、被相続人の自宅として居住していた宅地等またはその相続の開始前に被相続人の事業で使用していた宅地等は一定の割合（最大 80%）を減額することができます。

相続財産の申告（国・県）

関係した財産の種類・種類 |

項目	家屋等			☐ 国外資産に該当する
種別	家屋等			
権利取得時期	旧家屋			
土地、家屋等の所在地 住所内・都道府県庁舎又は支庁庁舎を有しているものとする。 住所外の場合は、所在地及び住所と異なるものを示す。	所在地町界	中込町村	町・丁目・大字	株式会社東京電力
	埼玉県	春日部市	3丁目	5番16号
	埼玉県春日部市春日部3丁目3番16号			
面積（㎡）	単位	年額		
120.000	㎡	0	取得期間の前所有者	
固定資産税評価額	評価・補正率	3,874,960	取得した人の氏名	
3,874,960	1.0000	3,874,960	山田 花子	
取得権限入力	区分所有建物の敷地		取得期間の権利人	
☒ 敷金・保証・借金を負担し得る	☐ 区分所有建物に該当する		3,874,960	
共有持分の割合	分持（持分）	配賦計算の結果		
99%	0	3,874,960		

本分類の場合には「取得した人の氏名」と「売却で相続した人の氏名」は入力しないで下さい。決定画面での分割したデータも自動的に修正されます。

小規模住宅の特典を受けるための納税額計算は本分類の場合には適用できません。取得した人を承認人の氏名から選択して下さい。

データは「印刷登録」（編集機能）ボタンで確定します。

編集保存 プリント 終了

○ 家屋・構築物データの入力

自宅の家屋やマンションおよび賃貸マンション、貸家などの固定資産税評価額を入力します。

相続財産が未分割の場合に「取得した人の氏名」を空欄にすると、相続財産が法定相続分で分割されたものとして法定相続分で分割後データを第 15 表に転記します。

未分割の相続財産または債務・葬式費用が入力されると、相続人の追加と法定相続分の変更はできません。

■ 小規模宅地等特例の適用（平成 27 年 1 月以降）

相続または遺贈により取得した財産のうち、被相続人の自宅として居住していた宅地等またはその相続の開始前に被相続人の事業で使用していた宅地等は一定の割合（最大 80％）を減額することができます。
相続開始前 3 年以内に贈与により取得した宅地等や相続時精算課税に係る贈与により取得した宅地等については、この特例の適用を受けることはできません。

	限度面積	減額割合
特定居住用宅地等	330 m ²	80％
特定事業用宅地等	400 m ²	80％
特定同族会社事業用宅地等	400 m ²	80％
貸付事業用宅地等	200 m ²	50％

小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用について

- ① 相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等が適用対象から除外されます。
- ② 一の宅地等について共同相続があった場合は、取得した者ごとに適用要件が判定されます。
- ③ 一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそれ以外の部分がある場合は、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。

特例の対象となる宅地等は、個人が相続や遺贈により取得した宅地等で次のすべての要件に該当するものです。

- ① 相続開始直前において、被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用若しくは居住の用に供されていた宅地等であること。この場合、事業には事業と称するに至らない不動産の貸付けその他これに類する行為（準事業）が含まれます。
- ② 建物又は構築物の敷地の用に供されていたものであること。
- ③ 棚卸資産及びこれに準ずる資産に該当しないものであること。
- ④ 各人が取得した宅地等のうち、この特例の適用を受けるために選択した宅地等が限度面積までの部分であること。
- ⑤ 特例の適用を受けようとする宅地等が相続税の申告期限までに分割されていること。

その宅地等が申告期限までに分割されていない場合であっても、次のいずれかに該当することになったときは、この特例の適用を受けられます。

- ① 相続税の申告期限から 3 年以内に分割された場合
- ② 相続税の申告期限から 3 年を経過する日において分割できないやむを得ない事情があり、税務署長の承認を受けた場合で、その事情がなくなった日の翌日から 4 か月以内に分割されたとき

この特例の適用を受けることができる宅地等を取得した人が 2 人以上であるときは、その宅地等を取得した人全員の選択についての同意が必要です。

○ 特定居住用宅地等と特定事業用等宅地等がある場合（貸付事業用の宅地等がない）の限度面積

特定居住用宅地等の面積の合計

≤ 330 m²

特定事業用宅地等の面積の合計

≤ 400 m²

合計で

730 m²

○ 貸付事業用宅地等に特定居住用宅地等と特定事業用宅地等がある場合の限度面積

特定居住用宅地等の面積の合計

×

$\frac{200}{330}$

+

特定事業用宅地等の面積の合計

×

$\frac{200}{400}$

+

貸付事業用宅地等の面積の合計

≤ 200 m²

相続税がかかる財産の明細書 (土地・家屋等用)					被相続人の氏名		山田 太郎	
この明細書は、相続税がかかる財産(相続時特異制度適用財産を除きます。)のうち、土地(土地の上に存する権利を含みます。)又は家屋等の明細を記入します。								
財 産 の 明 細							分割が確定した財産	
項目	種 目		所在場所		面積(㎡)	床面積(㎡)又は階数	財産を共有した人の番号	取得財産の価額(円)
	区分区分	国・外	土地(宅・農・林・水)	建物(住宅・店舗等)	固定資産税評価額(円)	経分割合		
	特種	備考			価 値 (円)			
1			宅地	埼玉県 春日部市	150.00	280,000	1	28,000,000
			日用地(その他)	2丁目			3	14,000,000
				3番4号	42,000,000			
2			宅地	埼玉県 春日部市	2,500.60	1,300,000 1.8333	3	20,750,351
			貸家建付地	1丁目				
				1番	20,750,351			
3			家屋等	埼玉県 春日部市	63.52	1.8333	3	19,225,980
			貸家	1丁目	10,300,000			
				1番101号	19,225,980			

○「居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」

様式IDNTAOKSB040010020



居住用の区分所有財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書

氏名
(被相続人又は受贈者)

住居表示E01

所在地番E02

家屋番号E03

区分所有の計算明細書

① 築年数 (注1) (年)

② 総階数 (注2) (階)

③ 総階数指数 (②÷33)
(小数点以下第4位切捨て、1を超える場合は1)

④ 所在階 (注3) (階)

⑤ 専有部分の面積 (㎡)

⑥ 敷地の面積 (㎡)

⑦ 敷地権の割合 (共有持分の割合)

⑧ 敷地利権の面積 (⑤×⑦) (㎡)
(小数点以下第3位切上げ)

⑨ 敷地持分係小度 (⑧÷⑥)
(小数点以下第4位切上げ)

⑩ 評価乖離率 (A + B + C + D + 3.220)

⑪ 評価水準 (1 ÷ ⑩)

⑫ 区分所有補正率 (注4・5)

①×△0.033

②×0.239
(小数点以下第4位切捨て)

③×0.018

④×△1.195
(小数点以下第4位切上げ)

C10

C11

C12

備考E04

(注1) 「① 築年数」は、建築の時から課税時期までの期間とし、1年未満の端数があるときは1年として計算します。

(注2) 「② 総階数」に、地階(地下階)は含みません。

(注3) 「④ 所在階」について、一室の区分所有権等に係る専有部分が複数階にまたがる場合は階数が低い方の階とし、一室の区分所有権等に係る専有部分が地階(地下階)である場合は0とします。

(注4) 「⑫ 区分所有補正率」は、次の区分に応じたものになります(補正なしの場合は、「⑫ 区分所有補正率」欄に「補正なし」と記載します。)。

区 分	区 分 所 有 補 正 率 ※
評 価 水 準 < 0.6	⑩ × 0.6
0.6 ≤ 評 価 水 準 ≤ 1	補正なし
1 < 評 価 水 準	⑩

※ 区分所有者が一棟の区分所有建物に存する全ての専有部分及び一棟の区分所有建物の敷地のいずれも単独で所有(以下「全戸所有」といいます。)している場合には、敷地利権に係る区分所有補正率は1を下限とします。この場合、「備考」欄に「敷地利権に係る区分所有補正率は1」と記載します。

ただし、全戸所有している場合であっても、区分所有権に係る区分所有補正率には下限はありません。

(注5) 評価乖離率が0又は負数の場合は、区分所有権及び敷地利権の価額を評価しないこととしていますので、「⑫ 区分所有補正率」欄に「評価しない」と記載します(全戸所有している場合には、評価乖離率が0又は負数の場合であっても、敷地利権に係る区分所有補正率は1となります。)。

令和06年1月1日以後の分譲マンションの評価額は、「VBA 財産評価・土地」システムの「居住用の区分所有権財産の評価に係る区分所有補正率の計算明細書」で計算します。

「一棟の区分所有建物」から、①地階を除く階数が2以下のもの及び②居住の用に供する専有部分一室の数が3以下であってその全てを区分所有者又はその親族(以下「区分所有者等」といいます。)の居住の用に供するものを除くこととしており、これらのものは適用対象とはなりません。

○ 区分所有補正率の計算
「区分所有補正率」は、「評価乖離率」、「評価水準」、「区分所有補正率」の順に以下のデータから計算します。

- ・ 築年数
- ・ 総階数
- ・ 所在階
- ・ 専有部分の面積
- ・ 敷地の面積
- ・ 敷地権の割合 (共有部分の割合)

■ 令和 02 年 4 月 1 日からの配偶者居住権に係るデータの入力について（一次相続の場合）

「配偶者居住権」とは、被相続人の家に住んでいたその配偶者に限って、相続開始（被相続人の死亡）後、原則として亡くなるまでの間は無償でその家に住み続けることができる権利をいいます。

税制改正により、配偶者居住権には相続税が課税されることとなり下記の方法で評価することになりました。
具体的には配偶者居住権を取得した配偶者は「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の合計額、所有権を取得した者（被相続人の子など）は「居住建物」と「居住建物の敷地の用に供される土地」の合計額を相続したものと評価します。

配偶者が死亡した場合は、配偶者居住権は配偶者の死亡により消滅するため（改正後の民法 1036 条・597 条 3 項）配偶者からの相続（2 次相続）では、権利は承継されないことになります。
ただし、配偶者居住権の制限の付いた建物や敷地が、2 次相続により制限のない所有権になるために実質的には取得者はその利益を得ることになります。

■ 「配偶者居住権等の評価明細書」

氏 名
（被 相 続 人
又 は 受 贈 者）

様 式 ID
NTA0VNX025010010



配 偶 者 居 住 権 等 の 評 価 明 細 書

所 有 者	建 物	(被相続人氏名)	(配偶者氏名)	所在地番 (住居表示)
	土 地	(被相続人氏名)	(所有者氏名)	(所有者氏名)
居 住 建 物 の 内 容	建 物 の 耐 用 年 数	(建物の構造) 登記簿方法等 (参考 1) 参照		
	建 築 後 の 経 過 年 数	(建 築 年 月 日) (配偶者居住権が設定された日)		
	建 物 の 利 用 状 況 等	建物のうち賃貸の用に供されている部分以外の部分の床面積の合計		
		建物の床面積の合計		
の 配 偶 者 居 住 権 等 年 居 敷 住 等 権	[存続期間が終身以外の場合の存続年数] (配偶者居住権が設定された日) (存 続 期 間 満 了 日)			存続年数 (C)
	[存続期間が終身の場合の存続年数] (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢)			複利現価率 (登記簿方法等 (参考 2) 参照)
	[平均年齢] 参照 (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢)			複利現価率 (登記簿方法等 (参考 2) 参照)
	[平均年齢] 参照 (配偶者居住権が設定された日における配偶者の満年齢)			複利現価率 (登記簿方法等 (参考 2) 参照)
評 価 の 基 礎 と なる 価 額	建 物	賃貸の用に供されておらず、かつ、共有でないものとした場合の相続税評価額		
		共有でないものとした場合の相続税評価額		
	土 地	建物が賃貸の用に供されておらず、かつ、土地が共有でないものとした場合の相続税評価額		
		共有でないものとした場合の相続税評価額		
○配偶者居住権の価額				
(⑤の相続税評価額) (⑥賃貸以外の床面積) (⑦居住建物の床面積) (⑧特分割合) (円未満四捨五入)				
(⑨の金額) (⑩の金額) (⑪耐用年数-⑫経過年数-⑬存続年数) (⑭耐用年数-⑫経過年数) (⑮複利現価率) (配偶者居住権の価額) (円未満四捨五入)				
○居住建物の価額				
(⑬の相続税評価額) (⑭配偶者居住権の価額) (円)				
○配偶者居住権に基づく敷地利用権の価額				
(⑬の相続税評価額) (⑮賃貸以外の床面積) (⑯居住建物の床面積) (⑰①と②のいずれか低い特分割合) (円未満四捨五入)				
(⑱の金額) (⑲の金額) (⑳複利現価率) (敷地利用権の価額) (円未満四捨五入)				
○居住建物の敷地の用に供される土地の価額				
(⑱の相続税評価額) (㉑敷地利用権の価額) (円)				
備 考				

(注) 土地には、土地の上に存する権利を含みます。(R8. 7)

令和 02 年 4 月 1 日以降の配偶者居住権等の評価額は、
「VBA 財産評価・土地」システムの「配偶者居住権等の評価明細書」で計算します。

■ 「配偶者居住権」と「居住建物」データの入力について

「家屋等」の「利用区分」の選択入力リスト

相続税申告書

参照データの選択

- 自用家屋
- 貸家
- 駐車場
- 養魚池
- 広告塔
- 配偶者居住権
- 居住建物（自用）
- 居住建物（貸付用）

○ K

キャンセル

第 11 表「相続税がかかる財産の明細書」のデータ入力で、「種目」に「家屋等」、「細目」に「家屋等」を入力して「利用区分」の参照リストから「配偶者居住権」と「居住建物」（自用、貸付用）を選択することができます。

■ 「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」データの入力について

「土地」のうち「宅地」の「利用区分」の選択入力リスト

相続税申告書

参照データの選択

- 自用地（事業用）
- 自用地（居住用）
- 自用地（その他）
- 貸宅地
- 貸家建付地
- 貸借権（事業用）
- 貸借権（居住用）
- 貸借権（その他）
- 配偶者居住権に基づく敷地利用権（事業用）
- 配偶者居住権に基づく敷地利用権（居住用）
- 配偶者居住権に基づく敷地利用権（その他）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（事業用）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（居住用）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（貸付用）
- 居住建物の敷地の用に供される土地（その他）
- その他

○ K

キャンセル

第 11 表「相続税がかかる財産の明細書」のデータ入力で、「種目」に「土地」、「細目」に「宅地」を入力して「利用区分」の参照リストから「配偶者居住権に基づく敷地利用権」（事業用、居住用、その他）と「居住建物の敷地の用に供される土地」（事業用、居住用、その他）を選択することができます。

■ 第 11 表「相続税がかかる財産の明細」への「配偶者居住権」と「居住建物」及び「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」の表示について

「配偶者居住権」と「居住建物」及び「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」をそれぞれ区分して第 11 表「相続税がかかる財産の明細」へ表示します。

《第 11 表「相続税がかかる財産の明細」の計算について》

「配偶者居住権等の評価明細書」から、配偶者が取得した「配偶者居住権に基づく敷地利用権」については小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用して計算しています。

また相続人である長男と長女がそれぞれ 2 分の 1 で取得した「居住建物の敷地の用に供される土地」については、同居の長男の取得分には小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用して、別居の長女には取得分は小規模宅地等の特例を適用せずに計算しています。

配偶者が取得した「配偶者居住権」と長男が取得した「居住建物」にそれぞれ区分して表示しています。

■ 第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）」の「配偶者居住権に基づく敷地利用権」と「居住建物の敷地の用に供される土地」の表示について

第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）」は特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等が配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される宅地等（「居住建物の敷地の用に供される土地」）又はその宅地等を配偶者居住権に基づき使用する権利（「配偶者居住権に基づく敷地利用権」）の全部又は一部である場合に作成します。

一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

■ 第 15 表「相続財産の種類別価額表」への「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の表示について

第 11 表「相続税がかかる財産の明細」で計算した「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」の価額を第 15 表「相続財産の種類別価額表」に「うちがき」で表示します。

《ご注意》

配偶者の「配偶者居住権」と「配偶者居住権に基づく敷地利用権」、所有権を取得した者（被相続人の子など）の「居住建物」と「居住建物の敷地の用に供される土地」のデータについては、「配偶者居住権等の評価明細書」で評価額を計算してから第 11 表「相続税がかかる財産の明細」「第 11・11 の 2 表の付表 1（別表 1 の 2）」「小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表 1 の 2）」第 15 表「相続財産の種類別価額表」に表示します。

しかし被相続人の居宅やその敷地が複雑な共有関係になっていた場合や、事業用店舗と居宅の併用住宅、賃貸用のアパートやマンションの一部が居宅になっている場合などは、配偶者居住権等の評価計算と第 11 表の相続財産データの入力に対応できないことがありますのでご注意ください。

○ 有価証券データの入力

上場株式や取引相場のない自社株式、国債や公社債のデータを入力します。

有価証券は

- ・ 特定定同族会社の株式（配当還元方式）
- ・ 特定定同族会社の株式（その他の方式）
- ・ その他の株式及び出資
- ・ 公債及び社債
- ・ 証券投資信託受益証券 に区分します。

有価証券では金融機関名と支店名を同時に入力します。

[illegible]

○ 現金・預貯金等データの入力

現金や普通預金、定期預金、定期積金などの預金残高のデータを入力します。

預貯金等では金融機関名と支店名および口座番号を同時に入力します。

その他の相続財産として生命保険金や死亡退職金、ゴルフ会員権、電話加入件、書画骨とう品などのデータを入力します。

代償分割の場合は「その他の財産」「代償財産」を選択して、プラスの相続人とマイナスの相続人に入力します。

[illegible]

○ 相続時精算課税の適用財産データの入力

被相続人から相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した場合は、その贈与財産の価額（贈与時の価額）を相続財産の価額に加算して相続税額を計算します。

相続時精算課税を選択した者に係る相続税額は、相続時精算課税に係る贈与者が亡くなった時に、それまでに贈与を受けた相続時精算課税の適用を受ける贈与財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して計算します。

相対価額算戻処理適用財産の明細書 相対価額算戻処理分の取引移動明細書 (第11表の2)

相対価額算戻処理適用財産・相手相対価額簿 相対価額算戻処理適用財産の明細書

譲渡を受けた人の氏名	譲渡年月日	簿価	科目	所在場所等	数量
利用区分・銘柄等					価額
山田 一郎	R05.05.14	有価証券	特定同族会社株式	東京都文京区1丁目3番5号	2,000
P商事					14,825,000
山田 一郎	R05.05.14	現金	現金	R銀行春日部支店	0
定款付金					10,001,035
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0

年月日データを入力する場合は 1028.12.30 のように入力して下さい。

○ K キャンセル

※ 相続税額から控除しきれない相続時精算課税に係る贈与税相当額については、相続税の申告より還付を受けることができます。

相続税計算に活用される贈与財産情報 (第14表)

「被相続人に加算される贈与財産・特定贈与財産」 公益法人などに寄贈した財産 特定公益法人・信託などに寄附した相続財産

贈与を受けた人の氏名(相続開始3年以内の贈与)	贈与年月日	贈与品	価額	相続税のうち特定贈与財産の価額	相続税の基礎となる贈与財産の価額
山田 花子	2006.03.30	土地	117,64		
	春日部市		19,998,800	19,998,800	0
山田 花子	2006.03.30	現金	現金		
	春日部市		1,000,000	0	1,000,000
伊藤 幸子	2006.03.30	現金	現金		
	春日部市		2,000,000	0	2,000,000
			0	0	0
			0	0	0
			0	0	0
			0	0	0

年月日データを入力する場合は 2006.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

○ 暦年課税贈与の適用財産データの入力

相続などにより財産をもらった人が、被相続人からその死亡前3年以内に贈与を受けた財産があるときには、贈与を受けた財産の贈与の時の価額を相続税の課税価格に加算します。

3年以内の贈与であれば贈与税が課税されない基礎控除額 110 万円以下の贈与財産や、死亡した年に贈与されている財産の価額も加算されます。

贈与税の配偶者控除を受けている財産は、相続財産に加算する必要はありません。

その加算された財産の価額に対応する贈与税の額は、加算された人の相続税の計算上控除されます。

生命保険金・退職手当金 (第9表-第10表)

生命保険金 (退職手当金)

保険会社の所在地	保険会社の名称	年月日	受取金額	受取人氏名
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	50,000,450	山田 一郎
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	5,000,000	山田 一郎
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	10,000,000	山田 一郎
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	20,000,000	伊藤 幸子
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	10,788,125	伊藤 幸子

年月日データを入力する場合は 2006.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

○ 生命保険金のデータの入力

被相続人の死亡により受け取った生命保険金や損害保険金で、その保険料を被相続人が負担していたものは相続税が課税されます。

この死亡保険金の受取人が相続人である場合、全ての相続人が受け取った保険金の合計額が非課税限度額を超えるときは、その超える部分の金額に相続税が課税されます。

500 万円×法定相続人の数＝非課税限度額

生命保険金・退職手当金 (第9表-第10表)

生命保険金 (退職手当金)

保険会社の所在地	保険会社の名称	年月日	手当名称	受取金額	受取人氏名
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	退職金	40,000,000	山田 花子
東京都千代田区	〇生命保険	2006.02.31	功労金	5,000,000	山田 花子
				0	
				0	
				0	

年月日データを入力する場合は 2006.12.30 のように入力して下さい。

OK キャンセル

○ 死亡退職金のデータの入力

被相続人の死亡によって支給される退職手当金、功労金などで、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは相続財産とみなされて相続税が課税されます。

全ての相続人が取得した退職手当金等を合計した額が非課税限度額を超えるときは、その超える部分の金額に相続税が課税されます。

500 万円×法定相続人の数＝非課税限度額

▼ 死亡保険金の課税について

被保険者が死亡し受取人が死亡保険金を受け取った場合は、契約者、被保険者、受取人の契約形態により相続税以外に所得税または贈与税の課税の対象になります。

契約者 (保険料負担者)	被保険者 (死亡した人)	受取人	課税関係
父	父	母	相続税
母	父	母	所得税
子	父	母	贈与税

相続税のあん分割合調整データ入力

一般相続人の場合

氏名	配偶	計算した値	自動計算の値	変更する値
山田 花子	妻	0.51000000	0.510000	
山田 一郎	長男	0.26000000	0.260000	
伊藤 幸子	長女	0.23000000	0.230000	
		0.00000000	0.000000	
		0.00000000	0.000000	
		0.00000000	0.000000	
		0.00000000	0.000000	
		0.00000000	0.000000	
		合計	1.000000	0.00000000

自動計算の値は、合計値が1になるように一般の相続人で調整しています。そのため、配偶者の所得税額を適用しても配偶者に相続税が発生する場合には、配偶者の割合を変更して配偶者の相続税額が0円になるように入力します。

小数点2位未満の端数を、合計値が1になるようにデータを調整して調整して下さい。

OK キャンセル

○ 相続税のあん分割合の調整の入力

あん分割合の調整をする場合には相続財産・債務・税額控除のデータをすべて入力してから、もう一度戻ってあん分割合を入力して下さい。

相続財産のデータを変更、追加入力した場合もあん分割合を再入力して下さい。あん分割合の桁数は小数点5桁まで入力することができます。

■ 配偶者の税額軽減

配偶者の税額軽減は、被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際にもらった正味の遺産額が、次の金額のどちらか多い金額までは配偶者に相続税はかからないという制度です。

（この特例の対象となる財産には、税務調査において仮装又は隠ぺいされていたとされた財産は含まれません。）

- ① 1億6千万円
- ② 配偶者の法定相続分相当額

相続税の申告期限までに配偶者に分割されていない財産は税額軽減の対象になりません。

ただし、相続税の申告書に申告期限後3年以内の分割見込書を添付した上で、申告期限までに分割されなかった財産について申告期限から3年以内に分割したときは税額軽減の対象になります。

配偶者の税額軽減額は相続財産データから自動計算しますが、配偶者の相続財産が1億6千万円以下で配偶者の相続税額が0円になるのに相続税額が発生する場合があります。

これはあん分割合の端数処理の関係で発生しますので、あん分割合の端数を調整して0円にすることができます。

▼ 相続税がかからない非課税財産（主なもの）

- ① 墓地や墓石、仏壇、仏具、神を祭る道具など日常礼拝をしている物
- ② 宗教、慈善、学術、その他公益を目的とする事業を行う一定の個人などが相続や遺贈によってもらった財産で公益を目的とする事業に使われることが確実なもの
- ③ 地方公共団体の条例によって、精神や身体に障害のある人又はその人を扶養する人が取得する心身障害者共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利
- ④ 相続財産とみなされる生命保険金のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- ⑤ 相続財産とみなされる退職手当金等のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分
- ⑥ 個人で経営している幼稚園の事業に使われていた財産で一定の要件を満たすもの
- ⑦ 相続や遺贈によってもらった財産で相続税の申告期限までに国又は地方公共団体や公益を目的とする事業を行う特定の法人に寄附したもの、あるいは、相続や遺贈によってもらった金銭で、相続税の申告期限までに特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの

■ 債務と葬式費用および税額控除のデータ入力

債務と葬式費用は相続財産から差し引くことができます。
税額控除には配偶者の税額軽減、贈与税額控除、未成年者控除、障害者控除、相次相続控除などがあります。

債権者の氏名・名称	債権者の住所・所在地	発起年月日	金額	負担することが確定した債務
春日部市役所	春日部市役所	2006.04.30	345,900	山田 一郎 345,900
春日部市役所	春日部市役所	2006.04.30	350,800	山田 一郎 350,800
春日部市役所	春日部市役所	2006.04.30	4,800	山田 一郎 4,800
春日部市役所	春日部市役所	2006.04.30	310,800	山田 一郎 310,800
春日部市役所	春日部市役所	2006.04.30	510,700	山田 一郎 510,700
春日部市役所	春日部市役所	2006.04.30	22,633,340	山田 一郎 22,633,340
春日部市役所	春日部市役所	2006.12.14	0	山田 一郎 0
春日部市役所	春日部市役所	2006.12.14	0	山田 一郎 0

○ 債務のデータ入力

金融機関の借入金、税金や医療費の未払金、不動産賃貸業の敷金などのデータを入力します。

債務は被相続人が死亡したときにあつたに確実に認められるものです。

被相続人に課税される税金で被相続人の死亡後相続人などが納付又は徴収されることになった所得税などの税金については被相続人が死亡したときに確定していないものであっても、債務として差し引きます。

※ 借入金などの債務が 10 件では足りないときは、「別紙借入金明細のとおり」として合計金額で入力してください。この場合は、相続税申告書には「借入金明細」を添付することになります。

葬式費用の氏名・名称	葬式費用の住所・所在地	年月日	金額	負担することが確定した葬式費用
春日部市	春日部市	2006.04.30	1,500,000	山田 花子 1,500,000
春日部市	春日部市	2006.04.30	150,600	山田 花子 150,600
春日部市	春日部市	2006.04.30	100,900	山田 花子 100,900
春日部市	春日部市	2006.04.30	20,300	山田 花子 20,300
春日部市	春日部市	2006.04.30	1,500,000	山田 花子 1,500,000
春日部市	春日部市	2006.04.30	87,800	山田 花子 87,800
春日部市	春日部市	2006.04.30	0	山田 花子 0
春日部市	春日部市	2006.04.30	0	山田 花子 0
春日部市	春日部市	2006.04.30	0	山田 花子 0
春日部市	春日部市	2006.04.30	0	山田 花子 0

○ 葬式費用の入力

支払先」は葬儀社やお寺の名称などを入力します。
葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときは遺産総額から差し引くことができます。

被相続人が生前に購入したお墓の未払代金など非課税財産に関する債務は、遺産総額から差し引くことはできません。

※ 葬式費用の詳細が 10 件では足りないときは、「別紙葬式費用明細のとおり」として合計金額で入力してください。この場合は、相続税申告書には「葬式費用明細」を添付することになります。

未成年者の氏名	年齢 (満年齢)	未成年者控除額	未成年者の相続税額	未成年者の相続税額	未成年者の相続税額
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0
春日部市	0	0	0	0	0

○ 未成年者の税額控除データの入力

相続や遺贈で財産をもらったときに 18 歳未満である法定相続人は、未成年者控除として一定の金額を相続税から差し引くことができます。

未成年者控除額は、その未成年者が満 18 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円で計算した額です。
1 年未満の期間は切り上げて 1 年となります。

控除不足額は未成年者の扶養義務者の相続税から控除することができますので、その金額を扶養義務者間で協議の上配分します。

相続税の申告書作成 (第6表)

一般障害者	特別障害者
障害者の氏名	合計
年齢 (満年齢)	0
障害者控除額	0
障害者の相続税額	0
控除されない金額	0
障害者の扶養義務者	
扶養義務者の相続税額	0
障害者控除額	0

平成27年1月1日以後に相続開始の場合は、障害者控除額は10万円(特別障害者20万円)に相続人が85歳に達するまでの年数を乗じた計算になります。

以前の相続税申告書で障害者控除の適用を受けた人は、控除額に加算がありますのでご注意ください。

障害者控除のデータは相続財産と債務・葬式費用のデータの入力後に入力してください。相続財産と債務・葬式費用のデータを変更した場合は相続人リストから再度選択します。

OK キャンセル

○ 障害者の税額控除データの入力

相続人が 85 歳未満で障害者のときは、障害者控除として一定の金額を相続税から差し引くことができます。障害者控除は障害の程度を「一般」と「特別」とに区分して入力します。

障害者控除の額は、その障害者が満 85 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円で計算した額です。特別障害者については 1 年につき 20 万円となります。

控除不足額は障害者の扶養義務者の相続税から控除することができますので、その金額を扶養義務者間で協議の上配分します。

相続税の申告書作成 (第7表)

相次相続控除額の計算

前回の相続に係る被相続人の氏名	前回の相続に係る被相続人の氏名	前回の相続に係る被相続人の氏名
山田太郎	山田太郎の父	山田太郎
前回の相続の年	前回の相続の年	前回の相続の年
2023.8.10	令和6年4月1	9
前回の相続の年	前回の相続の年	前回の相続の年
19,411,546	4,250,000	15,161,546
前回の相続の年	前回の相続の年	前回の相続の年
4,250,000	483,034,000	1
前回の相続の年	前回の相続の年	前回の相続の年
15,161,546	10	425,000

この割合が 1 を超えるときは 1 とします

OK キャンセル

○ 相続税の相次相続控除データの入力

相続税を納めた人が、その後 10 年以内に亡くなった場合には、「相次相続控除」で相続税額の特例があります。

相次相続控除は、前回の相続において課税された相続税額のうち、1 年につき 10% の割合で逡減した後の金額を今回の相続に係る相続税額から一定の算式で控除します。

■ 被相続人の債務

遺産総額から差し引くことができる債務は、被相続人が死亡したときに債務として確定しているものです。被相続人に課税されて相続人が納付する所得税などの税金は、債務として遺産総額から差し引くことができます。

遺産総額から差し引くことができる債務	遺産総額から差し引くことができない債務
金融機関や会社などからの借入金と未払利息	被相続人が生前に購入したお墓や仏壇の未払代金など非課税財産に関する債務
事業の未払経費や未払金	
資産を購入した場合の未払金	
不動産賃貸の返還する必要がある敷金	
治療費や入院費など医療費の未払金	
税金の未納分	
固定資産税・所得税・住民税などの未納分	

■ 葬式費用

葬式費用は債務ではありませんが、相続税を計算するときは遺産総額から差し引くことができます。

遺産総額から差し引く葬式費用	葬式費用に含まれないもの
① 死体の搜索または死体や遺骨の運搬の費用	① 香典返しのための費用
② 遺体や遺骨の回送の費用	② 墓石や墓地の買入れ費用や墓地を借りる費用
③ 葬式や葬送などを行うときやそれ以前に火葬や埋葬、納骨をする費用	③ 初七日や法事などの費用
④ 葬式などの前後に生じたお通夜や告別式などの出費で通常葬式に必要な費用	④ 遺体の解剖費用など
⑤ 葬式におけるお寺などの読経料や戒名料などのお礼をした費用	

相続事業用資産の計算 (追加の記入)

相続事業用資産の計算 (追加の記入) | 相続事業用資産の計算 (追加の記入) | 相続事業用資産の計算 (追加の記入) | 相続事業用資産の計算 (追加の記入) | 相続事業用資産の計算 (追加の記入)

相続事業用資産に関する事項 (付表1) | 特定事業用資産の取得 (付表2) | 特定事業用資産の取得 (付表3) | 特定事業用資産の取得 (付表4)

相続事業用資産に関する事項

番号	サンダー	相続事業用資産の取得 年月日	2004.12.22	円滑化法の認定年月日	2004.12.24
名称	家賃	相続事業用資産の取得 年月日	2004.12.23	円滑化法の認定番号	4562
取得事業用資産の取得 年月日	2004.12.20	相続事業用資産の取得 年月日	2004.12.21		

「相続事業用資産の特例」は特例事業用資産が1人の場合の計算に適用されます。

特定事業用資産の取得に関する事項

取得の理由	番号・額	取得年月日	取得した取得番号	譲与者又は相続人の 氏名
取得				山田

取得済みのデータは相続税申告と相続・贈与申告のデータの入力後に入力してください。相続税
申告と相続・贈与申告のデータを変更した場合は相続人リストから再選択します。

データ入力 戻る 再入力

○ 納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式の入力

後継者である相続人等が相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得し、その会社を運営していく場合には、その経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、その非上場株式等（一定の部分）に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

■ 株式等納税猶予について

後継者である相続人等が、相続等により円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得しその会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうちその株式等（一定の部分）に係る課税価格の80パーセントに対応する相続税の納税が猶予されます。

この猶予された税額は、後継者が死亡した場合などは納付が免除されます。なお、免除されるときまでに特例の適用を受けた 非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、猶予されている税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要があります。

■ 特例株式等納税猶予について

後継者である相続人等が、相続等により円滑化法の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である被相続人から取得しその会社を運営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうちその全株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予されます。

この猶予された税額は、後継者が死亡した場合などは納付が免除されます。なお、免除されるときまでに特例の適用を受けた 非上場株式等を譲渡するなど一定の場合には、猶予されている税額の全部又は一部を利子税と併せて納付する必要があります。

■ 農地等の納税猶予について

農地等を相続した相続人が農業を継続する場合には、農地等の価格のうち農業投資価格を超える部分に対応する相続税については、一定の要件で納税猶予期限までその納税が猶予されるとともに納税猶予期限まで納税が猶予された相続税は免除されます。

農業投資価格とは、農地等が恒久的に農業の用に供されるとした場合に通常成立すると認められる取引価格として 国税局長等が決定した価格になります。

■ 山林の納税猶予について

森林法に基づき山林経営の規模の拡大の目標及びその目標を達成するために必要な作業 路網の整備などの措置を記載した森林経営計画の認定を受け、その計画に従って山林経営を行ってきた被相続人の所有する山林（土地又は立木）の全てを、相続人のうちの一人が相続又は遺贈により取得し、引き続きその計画に従って山林経営を行う場合には、その後継者が納付すべき相続税のうちその山林の価額の80%に対応する相続税の納税が猶予できます。

■ 「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

「表示」メニューから相続税申告書の「第1表 相続税の申告書」から「第15表 相続財産の種類別価額表」の表示と印刷用ワークシートに移動します。

相続税申告書

相続税の申告書・第1表から第15表・付表 | 納税猶予税額の計算書・OCR申告書 | 相続税データ表・領収済通知書

シートの表示

第1表	相続税の申告書・相続税の申告書(続)
第1表の付表1	納税義務等の承継に係る明細書(兼相続人の代表者指定届出書)
第1表の付表2	還付される税額の受取場所
第2表	相続税の総額の計算書
第3表	財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合の各人の算出税額の計算書
第4表	相続税額の加算金額の計算書
第4表の2	暦年課税分の贈与税額控除額の計算書
第5表	配偶者の税額軽減額の計算書
第5表の付表	配偶者の税額軽減額の計算書(付表)・修正申告用
第6表	未成年者控除額・障害者控除額の計算書
第7表	相次相続控除額の計算書
第8表	外国税額控除額・農地等納税猶予税額の計算書
第8の7表	納税猶予税額等の調整計算書
第8の8表	税額控除額及び納税猶予税額の内訳書
第9表	生命保険金などの明細書
第10表	退職手当金などの明細書
第11表(旧)	相続税がかかる財産の明細書(相続時精算課税適用財産を除く)・旧様式
第11表(新)	相続税がかかる財産の合計表・新様式
第11表の付表	相続税がかかる財産の明細書・新様式
第11の2表	相続時精算課税適用財産の明細書・相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書
第11・11の2表の付表1	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
第11・11の2表の付表1(続)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
第11・11の2表の付表1(別表1)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1)
第11・11の2表の付表1(別表1の2)	小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(別表1の2)
第11・11の2表の付表1(別表2)	特定事業用宅地等についての事業規模の判定明細
第11・11の2表の付表2	小規模宅地等の特例、特定計画山林の特例又は個人の事業用資産の納税
第11・11の2表の付表2の2	特定事業用資産等についての課税価格の計算明細書
第11・11の2表の付表3	特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産についての課税価格
第11・11の2表の付表4	特定森林経営計画対象山林又は特定受贈森林経営計画対象山林である選
第12表	農地等についての納税猶予の適用を受ける特例農地等の明細書
第13表	債務及び葬式費用の明細書
第14表	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額・出資持分
第15表	相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

特定事業用資産と特定計画山林の第11・11の2表の付表2、付表3、付表4のデータ入力と計算はできません。

O K キャンセル

相続税申告書

相続税の申告書・第1表から第15表・付表 | 納税猶予税額の計算書・OCR申告書 | 相続税データ表・領収済通知書

シートの表示

第8の2表	株式等納税猶予税額の計算書
第8の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株
第8の2表の付表2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象非上場株
第8の2表の付表3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける対象相続非上
第8の2表の付表4	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る会社が災害等に
第8の2の2表	特例株式等納税猶予税額の計算書
第8の2の2表の付表1	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特
第8の2の2表の付表2	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特
第8の2の2表の付表3	非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に係る会社
第8の3表	山林納税猶予税額の計算書
第8の3表の付表	山林についての納税猶予の適用を受ける特例山林及び特例施業対象山林の明細書
第8の4表	医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書
第8の4表の付表	医療法人の持分の明細書・基金拠出型医療法人へ基金を拠出した場合の医療法人
第8の5表	美術品納税猶予税額の計算書
第8の5表の付表	特定の美術品についての納税猶予の適用を受ける特定美術品の明細書
第8の6表	事業用資産納税猶予税額の計算書
第8の6表の付表1	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特定事業
第8の6表の付表2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例受贈
第8の6表の付表2の2	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用を受ける特例
第8の6表の付表3	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る宅地等及び
第8の6表の付表4	個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除の適用に係る特定債務額

OCR(PDF)申告書 第1表 相続税の申告書・相続税の申告書(続)
OCR(PDF)申告書 第8の8表 税額控除額及び納税猶予税額の内訳書
OCR(PDF)申告書 第11・11の2表の付表1 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書
OCR(PDF)申告書 第11・11の2表の付表1(続) 小規模宅地等についての課税価格の計算明細書(続)
OCR(PDF)申告書 第15表 相続財産の種類別価額表・相続財産の種類別価額表(続)

外国税額控除、医療法人持分の納税猶予及び税額控除、美術品納税猶予のデータ入力と計算はできません。

特定事業用資産と特定計画山林の第11・11の2表の付表2、付表3、付表4のデータ入力と計算はできません。

O K キャンセル

○ 第1表 相続税の申告書

[illegible]

○ 第2表 相続税の総額の計算書

様式ID		NTAKSE020010020	
相続税の申告書 第2表		被相続人 	
相続税の総額の計算書			
この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。 なお、被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の①欄及び②欄並びに③欄及び④欄までは記入する必要はありません。			
① 課税価格の合計額(円)		② 遺産に係る基礎控除額	
$\textcircled{1}$ (第1表⑤⑥) ①01 $\textcircled{2}$ (第2表⑤⑥) ①02 3,000万円 + 600万円 × ①01 ①02		$\textcircled{3}$ (第1表⑤⑥) ②01 $\textcircled{4}$ (第2表⑤⑥) ②02 ③(単位:万円) ②01 ②02	
③ 課税遺産総額(円)		④ 課税遺産総額(円)	
$\textcircled{1} - \textcircled{2}$ ③01 $\textcircled{3} - \textcircled{4}$ ③02		$\textcircled{3} - \textcircled{4}$ ④01 $\textcircled{5} - \textcircled{6}$ ④02	
⑤ ①の人数及び③の金額を第1表⑧へ転記します。			
⑥ 法定相続人 ((注1)参照)		第1表の「相続税の総額⑦」の計算(円)	
氏名	被相続人との続柄	⑥ 法定相続人に応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満四捨入) ⑦01 ⑦ 相続税の総額となる取得金額(円) (⑥欄⑦01×⑧欄⑦02) ⑦02 (⑧欄⑦02は、⑦01欄⑦01を記入します。)	
⑧ 法定相続人に応ずる取得金額 (③×⑤) (1,000円未満四捨入) ⑧01		第3表の「相続税の総額⑨」の計算(円)	
⑨ 法定相続人の総額となる取得金額(円) (⑧欄⑧01×⑩欄⑧02) (1,000円未満四捨入) ⑨01		⑩ 法定相続人の総額となる取得金額(円) (⑧欄⑧01×⑪欄⑧02) (1,000円未満四捨入) ⑩01	
①01	①02	②01	②02
③01	③02	④01	④02
⑤01	⑤02	⑥01	⑥02
⑦01	⑦02	⑧01	⑧02
⑨01	⑨02	⑩01	⑩02
⑪01	⑪02	⑫01	⑫02
⑬01	⑬02	⑭01	⑭02
⑮01	⑮02	⑯01	⑯02
⑰01	⑰02	⑱01	⑱02
⑲01	⑲02	⑳01	⑳02
㉑01	㉑02	㉒01	㉒02
法定相続人の数(人)	①03	合計	1
⑥ 法定相続人の総額⑦の合計額(円) (100円未満四捨入) ⑦03		⑧ 法定相続人の総額⑨の合計額(円) (100円未満四捨入) ⑨03	
⑦03		⑨03	

(注) 1 農業相続人との相続はユニフォーム表を参照してください。なお、⑧欄の記入に当たっては、賃借相続人等が所有権や相続の放棄があった場合には、相続税の申告のしかたを要してください。

2 遺贈の金額を第1表⑧欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、⑩欄の金額を第1表⑧欄へ転記するとともに、⑩欄の金額を第3表⑩欄へ転記します。

法定相続人に 応ずる取得価	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	—	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この税率表の使用方は、次のとおりです。

- ① 相続税の税率：税率＝(課税標準の金額×税率－控除額)÷課税標準の金額
- ② 課税標準の金額：課税標準の金額＝(被相続人の財産の総額－控除額)×100%－4,000千円です。

③ 相続財産に負債がある場合
相続税の課税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時特選課税に係る贈与を受けた財産の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならないものとされています。

(令和元年 1月1日現在) (税務)

○ 第1表 相続税の申告書 (続)

様式ID NTAOKSE011010030

相続税の申告書 第1表 (続)

特年申告の組合、右欄に「1」と記入します。		申告期間延長日 年 月 日		申告期間延長日 年 月 日	
財産を取得した人			財産を取得した人		
フリガナ	参考記載の場合「1」に記入(注1)	001	070	002	070
氏名		003		004	
個人番号又は法人番号		005		006	
生年月日・年齢	〃〃〃〃-〃〃-〃〃 〃〃〃〃-〃〃-〃〃	007	008	009	010
元号	年 月 日	011	012	013	014
年令		015		016	
郵便番号		017		018	
住所		019		020	
電話番号		021		022	
被相続人との続柄	職業	023	024	025	026
相続人(注2)	相続人(注2)	027	028	029	030
相続税(注3)	相続税(注3)	031	032	033	034
財産を取得した人の計算 (円)			財産を取得した人の計算 (円)		
相続税(注3)	相続税(注3)	035	036	037	038
相続税(注3)	相続税(注3)	039	040	041	042
相続税(注3)	相続税(注3)	043	044	045	046
相続税(注3)	相続税(注3)	047	048	049	050
相続税(注3)	相続税(注3)	051	052	053	054
相続税(注3)	相続税(注3)	055	056	057	058
相続税(注3)	相続税(注3)	059	060	061	062
相続税(注3)	相続税(注3)	063	064	065	066
相続税(注3)	相続税(注3)	067	068	069	070
相続税(注3)	相続税(注3)	071	072	073	074
相続税(注3)	相続税(注3)	075	076	077	078
相続税(注3)	相続税(注3)	079	080	081	082
相続税(注3)	相続税(注3)	083	084	085	086
相続税(注3)	相続税(注3)	087	088	089	090
相続税(注3)	相続税(注3)	091	092	093	094
相続税(注3)	相続税(注3)	095	096	097	098
相続税(注3)	相続税(注3)	099	100	101	102
相続税(注3)	相続税(注3)	103	104	105	106
相続税(注3)	相続税(注3)	107	108	109	110
相続税(注3)	相続税(注3)	111	112	113	114
相続税(注3)	相続税(注3)	115	116	117	118
相続税(注3)	相続税(注3)	119	120	121	122
相続税(注3)	相続税(注3)	123	124	125	126
相続税(注3)	相続税(注3)	127	128	129	130
相続税(注3)	相続税(注3)	131	132	133	134
相続税(注3)	相続税(注3)	135	136	137	138
相続税(注3)	相続税(注3)	139	140	141	142
相続税(注3)	相続税(注3)	143	144	145	146
相続税(注3)	相続税(注3)	147	148	149	150
相続税(注3)	相続税(注3)	151	152	153	154
相続税(注3)	相続税(注3)	155	156	157	158
相続税(注3)	相続税(注3)	159	160	161	162
相続税(注3)	相続税(注3)	163	164	165	166
相続税(注3)	相続税(注3)	167	168	169	170
相続税(注3)	相続税(注3)	171	172	173	174
相続税(注3)	相続税(注3)	175	176	177	178
相続税(注3)	相続税(注3)	179	180	181	182
相続税(注3)	相続税(注3)	183	184	185	186
相続税(注3)	相続税(注3)	187	188	189	190
相続税(注3)	相続税(注3)	191	192	193	194
相続税(注3)	相続税(注3)	195	196	197	198
相続税(注3)	相続税(注3)	199	200	201	202
相続税(注3)	相続税(注3)	203	204	205	206
相続税(注3)	相続税(注3)	207	208	209	210
相続税(注3)	相続税(注3)	211	212	213	214
相続税(注3)	相続税(注3)	215	216	217	218
相続税(注3)	相続税				

○ 第5表 配偶者の税額軽減額の計算書

様式ID

NTAOKSE00010200

相続税の申告書 第5表

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

氏名

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合

(この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業・林業・漁業・鉱業・水産・畜産又は配属配偶者が農業・林業・漁業・鉱業・水産・畜産に従事している場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち
配偶者の法定相続分
相当額(円)

(第1表の②の金額)	(配偶者の法定相続分)	×	=	(第1表の③の金額)
000				000

上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

配偶者の税額軽減額の計算する場合の課税価格(円)

① 分割財産の価額 (第1表の②の配偶者の②の金額)	② 遺贈及び葬式費用の金額 (第1表の④の配偶者の②の金額)	③ 未分割財産の価額 (第1表の⑤の配偶者の②の金額)	④ (②+③)の金額 (②の金額が③の金額より大きいときは③の金額を差し引きする)	⑤ 配偶者の税額軽減額に算入される 贈与財産及び贈与財産の 価額 (第1表の⑥の配偶者の②の金額)	⑥ (④+⑤)の金額 (④の金額より大きいときは④の金額を差し引きする)
000	000	000	000	000	000

配偶者の税額軽減の限度額(円)

(第1表の⑦の配偶者の②の金額)	(第1表の⑧の配偶者の②の金額)	×	=	(第1表の⑨の配偶者の②の金額)
000	000			000

配偶者の税額軽減額(円) (④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額)

(第1表の④の配偶者の②の金額)	(第1表の⑥の配偶者の②の金額)	×	=	(第1表の⑧の配偶者の②の金額)
000	000			000

(注) ④の金額は第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に記入します。

2 配偶者以外の人が農業・林業・漁業・鉱業・水産・畜産に従事している場合

(この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時特種贈与に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業・林業・漁業・鉱業・水産・畜産に従事している場合で、かつ、その農業・林業・漁業・鉱業・水産・畜産に従事している配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち
配偶者の法定相続分
相当額(円)

(第1表の②の金額)	(配偶者の法定相続分)	×	=	(第1表の③の金額)
000				000

上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円

配偶者の税額軽減額の計算する場合の課税価格(円)

① 分割財産の価額 (第1表の②の配偶者の②の金額)	② 遺贈及び葬式費用の金額 (第1表の④の配偶者の②の金額)	③ 未分割財産の価額 (第1表の⑤の配偶者の②の金額)	④ (②+③)の金額 (②の金額が③の金額より大きいときは③の金額を差し引きする)	⑤ 配偶者の税額軽減額に算入される 贈与財産及び贈与財産の 価額 (第1表の⑥の配偶者の②の金額)	⑥ (④+⑤)の金額 (④の金額より大きいときは④の金額を差し引きする)
000	000	000	000	000	000

配偶者の税額軽減の限度額(円)

(第1表の⑦の配偶者の②の金額)	(第1表の⑧の配偶者の②の金額)	×	=	(第1表の⑨の配偶者の②の金額)
000	000			000

配偶者の税額軽減額(円) (④の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額)

(第1表の④の配偶者の②の金額)	(第1表の⑥の配偶者の②の金額)	×	=	(第1表の⑧の配偶者の②の金額)
000	000			000

(注) ④の金額は第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額」欄に記入します。

※ 相続税の計算上の課税価格(④の金額)は、相続税の計算上の課税価格(④の金額)の算定に適用される。①は、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の②の金額)の②、③は、「遺贈及び葬式費用の金額」の(第1表の④の配偶者の②の金額)の④、⑤は、「未分割財産の価額」の(第1表の⑤の配偶者の②の金額)の⑤、⑥は、「配偶者の税額軽減額に算入される贈与財産及び贈与財産の価額」の(第1表の⑥の配偶者の②の金額)の⑥、⑦は、「配偶者の税額軽減額の算定に用いる贈与財産及び贈与財産の価額」の(第1表の⑦の配偶者の②の金額)の⑦、⑧は、「配偶者の税額軽減額の算定に用いる贈与財産及び贈与財産の価額」の(第1表の⑧の配偶者の②の金額)の⑧、⑨は、「配偶者の税額軽減額の算定に用いる贈与財産及び贈与財産の価額」の(第1表の⑨の配偶者の②の金額)の⑨。

(令和6年1月1日適用) (88)

○ 第7表 相次相続控除額の計算書

様式ID	NTA0KSE070010030	
------	------------------	---

相 続 税 の 申 告 書 第 7 表
 相次相続控除額の計算書

被相続人										印
この表は、被相続人が亡くなった日の前日(19年1月1日)に提出した年の相続について、相続財産を整理されている場合に記入します。										
1 相続財産取得者の姓の記載										
前の相続に保る被相続人の氏名				前の相続に算入された被相続人と今回の相続に係る被相続人ととの続柄				前の相続に係る相続財産の申告書の提出先		
印				印				印		
前の相続の年・月・日				今回の相続の年・月・日				⑤ 前の相続から今回の相続までの期間 (7年未満で確定)		
① 前年				② 今年				③ 10年～19年の年数		
印				印				印		
④ 被相続人が前の相続の時に取得した被相続財産(1) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)										
⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額(円)				⑦ ①～④の金額(円)				⑧ ⑤～⑧の合計金額(円)		
印				印				印		
⑨ ⑤～⑧の合計金額(円)				⑩ ⑤～⑧の合計金額(円)				⑪ ⑤～⑧の合計金額(円)		
印				印				印		
⑫ ⑤～⑧の合計金額(円)				⑬ ⑤～⑧の合計金額(円)				⑭ ⑤～⑧の合計金額(円)		
印				印				印		
2 各相続人の相続財産取得者の記載										
① 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(1) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)										
② 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(2) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				③ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(3) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				④ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(4) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
⑤ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(5) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑥ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(6) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑦ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(7) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
⑧ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(8) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑨ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(9) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑩ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(10) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
⑪ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(11) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑫ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(12) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑬ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(13) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
⑭ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(14) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑮ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(15) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑯ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(16) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
⑰ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(17) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑱ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(18) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				⑲ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(19) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
⑳ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(20) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉑ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(21) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉒ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(22) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㉓ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(23) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉔ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(24) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉕ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(25) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㉖ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(26) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉗ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(27) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉘ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(28) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㉙ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(29) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉚ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(30) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉛ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(31) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㉜ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(32) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉝ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(33) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㉞ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(34) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㉟ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(35) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㊱ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(36) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㊲ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(37) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㊳ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(38) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㊴ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(39) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㊵ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(40) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)		
印				印				印		
㊶ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(41) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㊷ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(42) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。)				㊸ 前年～今年までの相続財産取得者の氏名(43) (内訳:相続財産取得通知書の記載を基にします。		

様式ID	NTAOKSE08801001
------	-----------------

相続税の申告書 第8の8表

税額控除額及び納税額予税額の内訳書

被相続人		配偶者
1 税額控除額 (単位：円)		
この表は、「未成年者控除」、「障害者控除」、「相次相続控除」又は「外国税額控除」の適用を受ける人が第1表の「①、②以外の税額控除額」欄に記入する金額の計算のために使用します。		
	(氏名)	(氏名)
	①	②
未成年者控除額 (第6表1②、③又は④)	①	②
障害者控除額 (第6表2②、③又は④)	①	②
相次相続控除額 (第7表③又は④)	①	②
外国税額控除額 (第8表1⑤)	①	②
合 計 (①+②+③+④)	①	②
[注] 各人の②欄の金額を第1表のその人の「①、②以外の税額控除額」欄に転記します。		
2 納税猶予税額 (単位：円)		
この表は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額」欄に記入する金額の計算のために使用します。 ① 農地等についての納税猶予及び免除等 (相続特別措置法第70条の6第1項) ② 非上地株式等についての納税猶予及び免除等 (相続特別措置法第70条の7の第1項又は第70条の7の4第1項) ③ 非上地株式等についての納税猶予及び免除の特例 (相続特別措置法第70条の7の第1項又は第70条の7の8第1項) ④ 山林についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の6の第1項) ⑤ 医療法人の持分についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の7の第1項) ⑥ 特定の美術品についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の6の第7第1項) ⑦ 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除 (相続特別措置法第70条の6の第8第1項)		
	(氏名)	(氏名)
	①	②
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	②
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	①	②
特別株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	①	②
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑤)	①	②
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	①	②
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	①	②
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	①	②
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	①	②
[注] 1 上記①～⑦の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除 (相続特別措置法第70条の7の13第1項) のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の②欄には、第8の7表の「納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。 2 各人の全額を第1表のその人の「納税猶予税額」欄に転記します。		

第9表 生命保険金などの明細書

様式IDNTAKSE090010020



相 続 税 の 申 告 書 第 9 表

生命保険金などの明細書

被相続人										E01	
1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など											
この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。											
保険会社等の所在地		保険会社等の名称		受取年月日			受取金額(円)		受取人の氏名		
E02		E03		元号 年 月 日 N01			G01		E04		
E05		E06		元号 年 月 日 N02			G02		E07		
E08		E09		元号 年 月 日 N03			G03		E10		
E11		E12		元号 年 月 日 N04			G04		E13		
E14		E15		元号 年 月 日 N05			G05		E16		
(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。) が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。 2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の付表4の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。											
2 課税される金額の計算											
この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。											
保険金の非課税限度額(円)		(第2表の④の法定相続人の数) (500万円× 人により計算した金額を右の⑥に記入します。)						③ ④		⑤ ⑥	
E17		E18		E19		E20		E21		E22	
E23		E24		E25		E26		E27		E28	
E29		E30		E31		E32		E33		E34	
E35		E36		E37		E38		E39		E40	
E41		E42		E43		E44		E45		E46	
E47		E48		E49		E50		E51		E52	
E53		E54		E55		E56		E57		E58	
E59		E60		E61		E62		E63		E64	
E65		E66		E67		E68		E69		E70	
E71		E72		E73		E74		E75		E76	
E77		E78		E79		E80		E81		E82	
E83		E84		E85		E86		E87		E88	
E89		E90		E91		E92		E93		E94	
E95		E96		E97		E98		E99		E100	
E101		E102		E103		E104		E105		E106	
E107		E108		E109		E110		E111		E112	
E113		E114		E115		E116		E117		E118	
E119		E120		E121		E122		E123		E124	
E125		E126		E127		E128		E129		E130	
E131		E132		E133		E134		E135		E136	
E137		E138		E139		E140		E141		E142	
E143		E144		E145		E146		E147		E148	
E149		E150		E151		E152		E153		E154	
E155		E156		E157		E158		E159		E160	
E161		E162		E163		E164		E165		E166	
E167		E168		E169		E170		E171		E172	
E173		E174		E175		E176		E177		E178	
E179		E180		E181		E182		E183		E184	
E185		E186		E187		E188		E189		E190	
E191		E192		E193		E194		E195		E196	
E197		E198		E199		E200		E201		E202	
E203		E204		E205		E206		E207		E208	
E209		E210		E211		E212		E213		E214	
E215		E216		E217		E218		E219		E220	
E221		E222		E223		E224		E225		E226	
E227		E228		E229		E230		E231		E232	
E233		E234		E235		E236		E237		E238	
E239		E240		E241		E242		E243		E244	
E245		E246		E247		E248		E249		E250	
E251		E252		E253		E254		E255		E256	
E257		E258		E259		E260		E261		E262	
E263		E264		E265		E266		E267		E268	
E269		E270		E271		E272		E273		E274	
E275		E276		E277		E278		E279		E280	
E281		E282		E283		E284		E285		E286	
E287		E288		E289		E290		E291		E292	
E293		E294		E295		E296		E297		E298	
E299		E300		E301		E302		E303		E304	
E305		E306		E307		E308		E309		E310	
E311		E312		E313		E314		E315		E316	
E317		E318		E319		E320		E321		E322	
E323		E324		E325		E326		E327		E328	
E329		E330		E331		E332		E333		E334	
E335		E336		E337		E338		E339		E340	
E341		E342		E343		E344		E345		E346	
E347		E348		E349		E350		E351		E352	
E353		E354		E355		E356		E357		E358	
E359		E360		E361		E362		E363		E364	
E365		E366		E367		E368		E369		E370	
E371		E372		E373		E374		E375		E376	
E377		E378		E379		E380		E381		E382	
E383		E384		E385		E386		E387		E388	
E389		E390		E391		E392		E393		E394	
E395		E396		E397		E398		E399		E400	
E401		E402		E403		E404		E405		E406	
E407		E408		E409		E410		E411		E412	
E413		E414		E415		E416		E417		E418	
E419		E420		E421		E422		E423		E424	
E425		E426		E427		E428		E429		E430	
E431		E432		E433		E434		E435		E436	
E437		E438		E439		E440		E441		E442	
E443		E444		E445		E446		E447		E448	
E449		E450		E451		E452		E453		E454	
E455		E456		E457		E458		E459		E460	
E461		E462		E463		E464		E465		E466	
E467		E468		E469		E470		E471		E472	
E473		E474		E475		E476		E477		E478	
E479		E480		E481		E482		E483		E484	
E485		E486		E487		E488		E489		E490	
E491		E492		E493		E494		E495		E496	
E497		E498		E499		E500		E501		E502	
E503		E504		E505		E506		E507		E508	
E509		E510		E511		E512		E513		E514	
E515		E516		E517		E518		E519		E520	
E521		E522		E523		E524		E525		E526	
E527		E528		E529		E530		E531		E532	
E533		E534		E535		E536		E537		E538	
E539		E540		E541		E542		E543		E544	
E545		E546		E547		E548		E549		E550	
E551		E552		E553		E554		E555		E556	
E557		E558		E559		E560		E561		E562	
E563		E564		E565		E566		E567		E568	
E569		E570		E571		E572		E573		E574	
E575		E576		E577		E578		E579		E580	
E581		E582		E583		E584		E585		E586	
E587		E588		E589		E590		E591		E592	
E593		E594		E595		E596		E597		E598	
E599		E600		E601		E602		E603		E604	
E605		E606		E607		E608		E609		E610	
E611		E612		E613		E614		E615		E616	
E617		E618		E619		E620		E621		E622	
E623		E624		E625		E626		E627		E628	
E629		E630		E631		E632		E633		E634	
E635		E636		E637		E638		E639		E640	
E641		E642		E643		E644		E645		E646	
E647		E648		E649		E650		E651		E652	
E653		E654		E655		E656		E657		E658	
E659		E660		E661		E662		E663		E664	
E665		E666		E667		E668		E669		E670	
E671		E672		E673		E674		E675		E676	
E677		E678		E679		E680		E681		E682	
E683		E684		E685		E686		E687		E688	
E689		E690		E691		E692		E693		E694	
E695		E696		E697		E698		E699		E700	
E701		E702		E703		E704		E705		E706	
E707		E708		E709		E710		E711		E712	
E713		E714		E715		E716		E717		E718	
E719		E720		E721		E722		E723		E724	
E725		E726		E727		E728		E729		E730	
E731		E732		E733		E734		E735		E736	
E737		E738		E739		E740		E741		E742	
E743		E744		E745		E746		E747		E748	
E749		E750		E751		E752		E753		E754	
E755		E756		E757		E758		E759		E760	
E761		E762		E763		E764		E765		E766	
E767		E768		E769		E770		E771		E772	
E773		E774		E775		E776		E777		E778	
E779		E780		E781		E782		E783		E784	
E785		E786		E787		E788		E789		E790	
E791		E792		E793		E794		E795		E796	
E797		E798		E799		E800		E801		E802	
E803		E804		E805		E806		E807		E808	
E809		E810		E811		E812		E813		E814	
E815		E816		E817		E818		E819		E820	
E821		E822		E823		E824		E825		E826	
E827		E828		E829		E830		E831		E832	
E833		E834		E835		E836		E837		E838	
E839		E840		E841		E842		E843		E844	
E845		E846		E847		E848		E849		E850	
E851		E852		E853		E854		E855		E856	
E857		E858		E859		E860		E861		E862	
E863		E864		E865		E866		E867		E868	
E869		E870		E871		E872		E873		E874	
E875		E876		E877		E878		E879		E880	
E881		E882		E883		E884		E885		E886	
E887		E888		E889		E890		E891		E892	
E893		E894		E895		E896		E897		E898	
E899		E900		E901		E902		E903		E904	
E905		E906		E907		E908		E909		E910	
E911		E912		E913		E914		E915		E916	
E917		E918		E919		E920		E921		E922	

○ 11・11 の 2 表の付表 1

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

様式ID	NTAOKSE112010030
------	------------------



相続税の申告書 第11・11の2表の付表1
小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

[illegible]

○ 第13表 債務及び葬式費用の明細書

様式ID	NTAOKSE130010020
------	------------------



相続税の申告書 第13表
債務及び葬式費用の明細書

債務及び葬式費用の明細書

1 債務の明細										被相続人	
(この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。なお、特別背書者に対し相続人が支払う特別背書料についても、これに準じて記入します。)										負担することが確定した債務	
種類	細目	債 権 者		発生年月日		金 額(円)	負担する人の氏名		負担する金額(円)		
		氏名又は名称	住所又は所在地	弁済期限			住所又は所在地				
				元	年	月	日				
001	001	000	000	000	000	000	000	000	000		
002	002	000	000	000	000	000	000	000	000		
003	003	000	000	000	000	000	000	000	000		
004	004	000	000	000	000	000	000	000	000		
005	005	000	000	000	000	000	000	000	000		
006	006	000	000	000	000	000	000	000	000		
007	007	000	000	000	000	000	000	000	000		
008	008	000	000	000	000	000	000	000	000		
009	009	000	000	000	000	000	000	000	000		
010	010	000	000	000	000	000	000	000	000		
合 計											

2 葬式費用の明細										被相続人	
(この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)										負担することが確定した葬式費用	
文 弘 先		支払年月日		金 額(円)		負担する人の氏名		負担する金額(円)			
氏名又は名称	住所又は所在地	元	年	月	日	住所又は所在地					
001	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
002	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
003	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
004	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
005	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
006	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
007	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
008	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
009	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
010	000	000	000	000	000	000	000	000	000		
合 計											

3 債務及び葬式費用の合計額									
債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)		001		002		003	
債務(円)	負担することが確定した債務	001	000	000	000	000	000	000	000
	負担することが確定していない債務	002	000	000	000	000	000	000	000
	計 (①+②)	003	000	000	000	000	000	000	000
	負担することが確定した葬式費用	004	000	000	000	000	000	000	000
葬式費用(円)	負担することが確定していない葬式費用	005	000	000	000	000	000	000	000
	計 (④+⑤)	006	000	000	000	000	000	000	000
	合計 (③+⑥)	007	000	000	000	000	000	000	000

(001) 1 本人の口座振替手数料を記入する人の氏名(「債務及び葬式費用の明細」欄に記載します)。

2 ①、②及び⑤の欄に金額を記入する人の氏名(「債務及び葬式費用の明細」欄に記載します)。

○ 第11の2表 相続時精算課税適用財産の明細書

相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

様式ID	NTAOKSE111010040
------	------------------



相続税の申告書 第11の2表
相続時精算課税適用財産の明細書

相続時精算課税適用財産の明細書

相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

[illegible]

○ 第14表 純資産価額に加算される暦年課税分の

様式ID	NTAOKSE1410100
------	----------------



相 続 税 の 申 告 書 第 14 表

の定めのない法人などに遺贈した財産、特定の公益法人などに寄附した相続財産・特定公益信託などのために支出した相続財産の明細書

[illegible]

○ 第15表 相続財産の種類別価額表

様式ID T1AOKSE150010030

相続税の申告書 第1表

相続財産の種類別価額表（この表は、第2表の財産1から第9表の財産までの記載に基づいて記入します。）

(単位：円)

種類	細目	番号	被相続人	各人の合計	氏名
土地	田	①-001		020	
土地	畑	②-002		030	
宅地	宅地	③-003		040	
山林	山林	④-004		050	
その他の土地	その他の土地	⑤-005		060	
建物	計	⑥-006		070	
建物	そのうち敷地建物等建物	⑦-007		080	
建物	建物	⑧-008		090	
建物	建物	⑨-009		100	
建物	建物	⑩-010		110	
建物	建物	⑪-011		120	
建物	建物	⑫-012		130	
建物	建物	⑬-013		140	
建物	建物	⑭-014		150	
建物	建物	⑮-015		160	
建物	建物	⑯-016		170	
建物	建物	⑰-017		180	
建物	建物	⑱-018		190	
建物	建物	⑲-019		200	
建物	建物	⑳-020		210	
建物	建物	㉑-021		220	
建物	建物	㉒-022		230	
建物	建物	㉓-023		240	
建物	建物	㉔-024		250	
建物	建物	㉕-025		260	
建物	建物	㉖-026		270	
建物	建物	㉗-027		280	
建物	建物	㉘-028		290	
建物	建物	㉙-029		300	
建物	建物	㉚-030		310	
建物	建物	㉛-031		320	
建物	建物	㉜-032		330	
建物	建物	㉝-033		340	
建物	建物	㉞-034		350	
建物	建物	㉟-035		360	
建物	建物	㊱-036		370	
建物	建物	㊲-037		380	
建物	建物	㊳-038		390	
建物	建物	㊴-039		400	
建物	建物	㊵-040		410	
建物	建物	㊶-041		420	
建物	建物	㊷-042		430	
建物	建物	㊸-043		440	
建物	建物	㊹-044		450	
建物	建物	㊺-045		460	
建物	建物	㊻-046		470	
建物	建物	㊼-047		480	
建物	建物	㊽-048		490	
建物	建物	㊾-049		500	
建物	建物	㊿-050		510	
建物	建物	①-051		520	
建物	建物	②-052		530	
建物	建物	③-053		540	
建物	建物	④-054		550	
建物	建物	⑤-055		560	
建物	建物	⑥-056		570	
建物	建物	⑦-057		580	
建物	建物	⑧-058		590	
建物	建物	⑨-059		600	
建物	建物	⑩-060		610	
建物	建物	⑪-061		620	
建物	建物	⑫-062		630	
建物	建物	⑬-063		640	
建物	建物	⑭-064		650	
建物	建物	⑮-065		660	
建物	建物	⑯-066		670	
建物	建物	⑰-067		680	
建物	建物	⑱-068		690	
建物	建物	⑲-069		700	
建物	建物	⑳-070		710	
建物	建物	㉑-071		720	
建物	建物	㉒-072		730	

○ 第15表 相続財産の種類別価額表（続）

様式ID NTAOKSE151010030

相続税の申告書 第15表 (続)

相続財産の種類別価額表(続) (この表は、第13表の付表1から第16表までの記載に基づいて記入します。)

(単位:円)

種類	細目	番号	被相続人		氏名
			氏名	印	
土地	田	①	001		000
土地	畑	②	002		000
宅地	宅地	③	003		000
山林	山林	④	004		000
その他の土地	その他の土地	⑤	005		000
建物	計	⑥	006		000
動産	そのうち家屋敷・家屋敷地 に基づく敷地利用権	⑦	007		000
動産	そのうち 家屋敷 建物	⑧	008		000
動産	商業取引権利 による権利	⑨	009		000
家財	家財	⑩	010		000
債権	債権のうち債権者居住権	⑪	011		000
債権	債権、株券、商業債、 その他の減価償却資産	⑫	012		000
債権	商品、製品、半製品、 材料、生産物等	⑬	013		000
債権	債権	⑭	014		000
その他の財産	その他の財産	⑮	015		000
計	計	⑯	016		000
特定預金	特定預金方式のも たの預金	⑰	017		000
債権	債権のうち債権者 居住権	⑱	018		000
公債及び社債	公債及び社債	⑲	019		000
金貨	金貨	⑳	020		000
金貨	金貨	㉑	021		000
計	計	㉒	022		000
現金、預貯金等	現金、預貯金等	㉓	023		000
家庭用財産	家庭用財産	㉔	024		000
生命保険金等	生命保険金等	㉕	025		000
退職手当金等	退職手当金等	㉖	026		000
定額貯蓄	定額貯蓄	㉗	027		000
その他の財産	その他の財産	㉘	028		000
計	計	㉙	029		000
合計	合計	㉚	030		000
相続時特種清算課税適用財産の価額	相続時特種清算課税適用財産の価額	㉛	031		000
相続時特種清算課税適用財産の価額	相続時特種清算課税適用財産の価額	㉜	032		000
債権	債権	㉝	033		000
債権	債権	㉞	034		000
債権	債権	㉟	035		000
債権	債権	㊱	036		000
債権	債権	㊲	037		000
債権	債権	㊳	038		000
債権	債権	㊴	039		000
債権	債権	㊵	040		000
債権	債権	㊶	041		000
債権	債権	㊷	042		000
債権	債権	㊸	043		000
債権	債権	㊹	044		000
債権	債権	㊺	045		000
債権	債権	㊻	046		000
債権	債権	㊼	047		000
債権	債権	㊽	048		000
債権	債権	㊾	049		000
債権	債権	㊿	050		000

(令和5年1月1日以後適用) (第15表)

○ 第1表 相続税の申告書のデータ表

第1表 相続税の申告書						
被相続人	氏名	山田 太郎				
	相続年月日	令和6年4月1日				
相続人	氏名	山田 花子	山田 一郎	伊藤 幸子		
	続柄	妻	長男	長女		
	生年月日	S30.09.17	S58.03.24	S58.02.14		
	取得原因	相続	相続	相続		
	(各人の合計)	山田 花子	山田 一郎	伊藤 幸子		
取得財産の価額		498,392,151	256,646,350	129,087,118	112,878,883	
相続時精算課税分贈与財産		24,626,035		24,626,035		
債務・葬式費用		27,415,940	3,359,800	24,058,340		
純資産価額		495,602,246	253,286,750	129,638,813	112,878,883	
暦年課税分贈与財産価額		3,000,000	1,000,000		2,000,000	
課税価額		498,600,000	254,286,000	129,638,000	114,878,000	
法定相続人数		3				
基礎控除額		48,000,000				
相続税の総額		130,505,000				
一 按	あん分割合	1.00	0.51000000	0.26000000	0.23000000	
	算出税額	130,505,000	66,557,550	33,931,300	30,016,150	
納税猶予の算出税額						
税額の2割加算金額						
税 控 除	暦年課税分贈与税額	90,000		90,000		
	配偶者税額軽減	65,252,500	65,252,500			
	未成年者控除額					
	障害者控除額					
	相次相続控除額	425,000	217,204	111,189	96,627	
	外国税額控除額					
	計	65,787,500	65,469,704	111,189	188,627	
差引税額		64,737,500	1,087,846	33,820,131	29,829,523	
相続時精算課税贈与税額						
医療法人等分税額控除額						
小計		64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500	
農地等納税猶予税額						
林業等納税猶予税額						
特例林業等納税猶予税額						
山林等納税猶予税額						
医療法人等分納税猶予税額						
美術品納税猶予税額						
事業用資産納税猶予税額						
納税猶予税額						
納付すべき税額		64,737,400	1,087,800	33,820,100	29,829,500	
還付される税額						

○ 相続税の領収済通知書（納付書）

国税 収納 資金
整理番号 32619

(納付書) 年度 05 税目番号 050

領収済通知書 税務署名 税務署 税務署番号 整理番号

税目 相続税

信託の名称

税務署整理番号

住所(所在地) 電話番号 034-567-8900
被相続人 「相続税の申告のしかた」
相続人 「相続税の申告のしかた」 春日部市3丁目5番16号
氏名(本人名) 被相続人 サンプル被相続人
相続人 サンプル相続人1 様(御中)
(フリガナ) サンプル1

本税 4988700
重加算税
加算税
利子税
延滞税
合計額 ￥4988700
④金計算の金額欄には必ず「円」字を枠の中に記載してください。
証書番号 内証書番号
受取人 受取人
受取人

納期等の区分 5117
1 2 3 4 5 6 7 9
予定1期 予定2期 中間申告 確定申告 修正申告 修正申告 修正申告 修正申告
証書受領 証書受領
証書番号記入(受領日付印)

■ 相続税のかかる財産

相続税のかかる財産とは、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほか貸付金、特許権、著作権などで金銭に見積もることができる経済的価値のあるすべてのものをいいます。

相続税がかかる財産のあらまし

種類		細目		区分や銘柄等
本来の 相続 財産	不動産	土地	宅地	自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権
			田畑	自用地、貸付地、賃借権（小作権）、永小作権
			山林	普通山林、保安林
			その他の土地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地など
		家屋等		家屋等は自用家屋、貸家など、構築物は駐車場、広告塔など
	事業（農業）用財産			減価償却資産（機械器具、自動車、農機具など） 棚卸資産（商品、製品、仕掛品、農産物など） 売掛金、電話加入権、受取手形、その他の財産
	有価 証券	非上場株式		特定同族会社の株式、出資
		上場株式		上場株式、気配相場のある株式
		公社債		利付公社債、割引公社債、転換社債
		投資信託		貸付信託、証券投資信託
	現金、預貯金		現金の残高	
			普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託など	
	家庭用財産			家具、什器、備品など（１個１組５万円以下は一括評価）
	その他の財産		ゴルフ会員権	
			書画、骨とう、貴金属	
			自動車、船舶	
			森林の立木	
			電話加入権、特許権、実用新案権、著作権 貸付金、未収配当金、未収家賃など	
みなし 相続 財産	死亡保険金		被相続人が保険料を負担した死亡保険金、死亡による生命保険金、損害保険金、農業協同組合の生命共済金など。	
	死亡退職金		死亡に伴い支払われる退職金、功労金、退職給付金など。	
	生命保険契約に関する権利		相続開始の時まだ保険金の支払い事由が発生していない生命保険契約	
	定期金に関する権利		年金形式で一定期間の金銭の給付を受ける個人年金保険	
贈与 財産	相続開始前３年以内に贈与により取得した財産		相続や遺贈で財産を取得した人が、被相続人の死亡前３年以内に被相続人から財産の贈与を受けている贈与財産	
	相続時精算課税の適用を受ける贈与財産		被相続人から、生前、相続時精算課税の適用を受ける財産を贈与により取得した贈与財産	